

令和2年関川村議会9月（第7回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和2年9月10日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 8号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 令和元年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 令和元年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第51号 村道路線の変更について
- 第 9 議案第52号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第53号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第54号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第55号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第56号 令和2年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第57号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 8号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 認定第 1号 令和元年度関川村各会計の決算認定について
- 第 7 認定第 2号 令和元年度関川村水道事業会計の決算認定について
- 第 8 議案第51号 村道路線の変更について
- 第 9 議案第52号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第10 議案第53号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第54号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第55号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第13 議案第56号 令和2年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）

第14 議案第57号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

追加日程第1 議案第58号 財産の取得について

第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	宮 島 克 己 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君
住民税務課長	渡 邊 浩 一 君
健康福祉課長	佐 藤 充 代 君
建 設 課 長	渡 邊 隆 久 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
住民税務課参事	須 貝 博 子 君
観光地域政策室長	大 島 祐 治 君
代表監査委員	大 戸 三 男 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	河 内 信 幸
主 幹	渡 辺 め ぐ 美

午前１０時００分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和２年９月（第７回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第１、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、２番、近壽太郎さん、３番、鈴木紀夫さんを指名します。

日程第２、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第２、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る９月１日、役場第２会議室において、令和２年９月（第７回）定例会議の運営について、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

なお、令和元年度の決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行います。

常任委員会終了後から11日及び14日は、決算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

15日から17日までは、議案調整、各委員長の事務整理日として休会とします。

18日は、午後３時30分から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決

を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。

報告第8号は、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告を求め、質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号は、令和元年度の各会計及び水道事業会計の決算認定案件です。一括上程し、質疑の後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第51号は、村道路線の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

議案第52号から議案第57号までは、各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

諮問第1号は、人事案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は8月27日正午で締め切り、7名が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いいたします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会議後に派遣が必要な者は9月18日に議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会

に付託しましたので、報告します。

地域自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年7月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

少しずつ秋も深まってきたのかなという今日この頃でございますが、議員の皆様には第7回の定例会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本定例会議に提案いたしますのは、財政判断比率等報告案件1件、決算の認定案件2件、村道の路線変更案件1件、補正予算案件6件、人事案件1件、以上合わせて11件であります。

おって、上程の際に詳細に説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は7名です。発言を許します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。よろしくお願いします。

今回は新型コロナウイルスへの経済支援策の取組の実績についてお聞きしたいと思います。

今なお全国各地で新型コロナウイルスの感染が拡大し、日本経済、また世界経済にも深刻な影響を及ぼしているところであります。今回は関川独自で実施しました経済支援策、こちらについてそれぞれ現段階での実績等についてお聞きしたいと思います。

①プレミアムつき商品券発行事業について。この事業はより多くの村民が購入、利用できるよう配慮し、1世帯当たり3万円までの購入という制限をしましたが、販売状況につきましてはあまり芳しくなかったというふうに認識をしております。また一方で、追加で購入したいなどの声も聞かれた中、先般再度購入の申込みを全戸配布したというところでもありますけれども、その後の見通しについてをお聞きをしたいと思います。

②オードブル用クーポン券事業とデリバリーランチ補助事業について、この利用の実績について

お聞きをします。

③G o T o せきかわ大したもんだ値キャンペーンについて。先着2,000名に1人5,000円の値引きという温泉旅館への支援策でありましたが、その利用状況、予約状況についてお聞きします。また、特定の旅館に偏った支援というふうに書いてありますが、私申し上げたいのは人間の心理的により高級路線の旅館に宿泊したほうがお得感がありまして、いろいろな報道でもそういう高額の旅館にこういう割引のお客様が流れる傾向があるというふうにお聞きしていますので、そのあたりのところで偏った形にはなっていないかという意味合いでございますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、プレミアム商品券発行事業についてでございます。

この6月16日から1万円で1万2,000円分の商品等が買える商品券が関川村商工会から販売をされました。これは、村内での消費喚起による村内経済の活性化とコロナ禍における村民への経済支援を目的として、全ての世帯に3万円を限度に引換券を配布する方法により、商工会への補助事業として実施したものでございます。

また、1回目に配布した利用券を紛失したという問合せや追加販売の希望もありまして、事業主体である商工会と協議し、未販売となっていました4,000万円分を有効に活用していただくため、9月1日から二次販売を開始したところでございます。9月4日現在ではありますが、販売が4割まで伸びた状況でございます。

今後とも商工会と連携をしまして周知に努め、販売を促進していきたいと考えているところでございます。

次に、オードブル用クーポン券事業及びデリバリーランチ補助事業の実績についてでございます。

オードブル用クーポン券は、6月1日に全戸配布されました。9月4日現在の利用状況は209件となっており、利用率で申しますと全世帯の約11%となっている状況でございます。

当初はお盆時期の帰省あるいは夏場の大勢での会食機会の増加などを見込んでおりましたが、全国的なコロナ感染の急速な拡大で帰省や会食機会が減少しましたことから、その需要が低迷し利用率が上がらなかったものと思っております。

また、近隣の荒川商工会で実施しておりますテイクアウト事業のチラシのように、関川村でも店自慢のオードブルを写真で紹介するなど、村民から関心を持ってもらえる工夫、村民の立場に立った広報も必要ではなかったかと思っているところでございます。

次に、デリバリーランチ補助事業についてですが、1万食を上限に6月1日から実施しております。9月4日現在の実績は3,711食となっております。8月1日からは事業所だけでなく広く村民の皆様にも注文していただけるよう見直し、より多くの方に利用していただけるようになりました。

今後もデリバリーランチは一定の利用を見込めますことから、予定どおり継続を実施していきたいと考えております。

最後に、G o T o せきかわ大したもんだ値キャンペーンについてです。

6月20日から先着2,000名を対象に募集しましたところ、7月8日には予定人数に達し、大変好評を博しているところでございます。

利用実績で見ますと、8月31日現在、約60%の方が利用されていると。宿泊者数は対前年比で7月は約16%の増加をいたしました。8月について見ますと、7月よりは約26%増加しておりますが、対前年比で見ますと22%程度の減少が見られます。お盆時期の宿泊は例年並みであったものの、その前後の期間でコロナ感染の拡大や大したもん蛇まつり中止などの理由により宿泊者数が落ち込んだためだと思われます。

しかしながら、本キャンペーンは1月まで続くものでありますので、期間中にキャンペーン申込み者の利用が見込まれるものと考えております。

国のG o T o トラベル事業、県の宿泊補助事業などの効果もありますが、村の事業は村内の温泉旅館への誘客に直接結びつき、また、附属の商品券によるお土産等の購入により、旅館以外でも一定の経済効果があったものと考えております。

また、特定の旅館に偏った支援となっていないかということでございますけれども、議員おっしゃるとおりこの機会に少しグレードの高いところに泊ってみようかという消費者心理は分からないではありません。

村としましては、支援の内容は旅館の大小に関わらず一律にしておりますし、旅館側からそういった苦情なり不満というものは寄せられておりません。旅館はその特色を生かして営業活動をしていると聞いておりますし、お客様の旅館に対するニーズもそれぞれ異なります。引き続き国、県、村の事業を活用しながら積極的な営業活動を進め、誘客につなげてもらいたいと願っているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） それでは、1点目についての再質問であります。

プレミアム商品券については、過去には1人で大量購入するということで、1日で完売してしまったりということがありました。ただ、その反面、いわゆる金銭的に余裕のある方への偏った支援というふうに取りられかねない部分もあったわけですが、その点今回の購入には世帯当たりの制限もありまして、以前のような課題はクリアされたものというふうに考えております。

今回はプレミアムつき商品券発行事業につきましては、村商工会理事会でもコロナ対策の経済支援策の1つとして村に要望するとの説明があったわけでありまして、今後長引くと思われる新型コロナウイルス感染症の影響から、村内商工業者への経済支援策については、地域唯一の経済

団体であります商工会のほうからどのような経済支援策が必要なのか、また、それぞれの業種、実態に即した支援策はどのようなものなのか、商工会により自主性、主体性のある役割を期待するというような要望を促して様々な政策に反映していく方法はどうかというふうに考えますが、村の考えを伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず初めに、答弁の訂正をさせていただきたいと思います。最後に答弁いたしましたG o T oせきかわ大したもんだ値キャンペーンについてでございますが、8月31日現在60%の利用となっておりますと答弁いたしましたが、40%の利用となっております。訂正させていただきます。

加藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

プレミアム商品券につきましては、商工会からの要望もありまして2つの目的、1つはコロナ禍における村民生活への支援という側面、そしてまた、村内消費を喚起をして経済を活性化させていこうと、そういう意味合いで補助事業を実施し商工会にお願いをしたところでございます。

村としましては、コロナの感染状況につきましては様々なお話を聞き、また、事業者の動向なりもお聞きしながら、そしてまた、村外での対策がどんな対策を取っているかと、そういうことも十分情報収集しながら、村としてどんな対策が適当かという考えの中で事業を、今回の補正で第5弾になりますけれども、コロナ対策を打ってきたところでございます。

もとより商工会が会員のための商工会でありますから、当然商工会が会員の方々の今の実態の状況をしっかり把握する、そしてまた、どこにニーズがあるのか、どういう意向があるのかということとを酌み取った上で商工会が活動する、必要に応じて要望するというのはこれは当然のことです。そして、そうした商工会ならばまた会員様々の方の信頼がますます高まってくるものかなと、そんなことを思っているところでございます。

私としましても、この商工会がそういった形で会員から信頼される商工会にますますなっていくことを期待しているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 3点目についての再質問であります。G o T oせきかわ大したもんだ値キャンペーンについては、先ほどお話ありました新潟県民宿泊キャンペーンや国のG o T oトラベル事業、これに先駆けた取組でありまして、2,000名の購入を得たということで、大変実効力のある旅館にとってもありがたい政策であったのではないかなというふうに考えています。

先ほど村長からもお話ありましたが、このキャンペーンの附帯的な役割として発行されました、村内26店舗でしょうか、ここで利用可能な1,000円の利用券、この利用状況についてもお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、G o T oせきかわ大したもんだ値キャンペーンにおいて附带的につけさせていただきました商品券の利用について説明をさせていただきます。

これまで利用された宿泊の人数は871人ございました。その中で、商品券利用枚数は557枚という利用の実態でございました。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 村の旅館については、支援については村独自の支援、それから県の支援、国の支援等で個人の宿泊の需要の喚起には大変な成果があったんではないかなというふうに考えております。

また、先般、東北6県と新潟県の知事が域内の観光を促進する東北・新潟共同メッセージを出したというところであります。このメッセージは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光業を回復させるため、県民に限定したキャンペーンの対象を東北・新潟県にも広げるなどの具体策を実施検討するということでありまして、山形県では実際に9月15日から県独自の宿泊割引制度を東北・新潟県にも拡大すると、いわゆる近県に拡大するということが発表されました。

コロナ禍における観光業界を取り巻く環境を鑑みると、遠方に出かけるというよりはどちらかというと県内や近県に出かけるという意識が高いように感じているわけでありまして。いわゆるマイクロツーリズムというところでありますけれども、今後国もG o T oキャンペーンや先ほど申し上げた東北・新潟の域内観光の需要喚起への取組などが期待されるわけでありまして、私の考えもありますが、今後村独自の村内温泉旅館への宿泊に対する経済的な支援というよりは、今依然として落ち込んでおります宴会の需要喚起、宴会需要については依然として低水準で推移しているというのが現状というふうに考えますので、これは旅館のみでなく村内の飲食店全体に深刻な問題であるかと思えます。

今後、例えば少人数の宴会、具体的には例えば10名に満たないグループ等に対する、そういった小グループの宴会への支援策を検討する考えはないかという、この1点をお聞きしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 宿泊支援も大事だけれども宴会の支援も大事じゃないかというお話でございます。

まず、宿泊の支援につきましては国、県も観光需要を創出しようということでやっておりますし、それに足並みをそろえるような各市町村も支援をしているということでございます。観光の場合は一市町村にとどまらず全国を動き回るわけですから、そういう意味では観光需要をどこが取り込むかというのが結構大きな課題になっています。

そういう意味からしますと、関川村が何もしなければ本来村で来たかもしれない観光需要もなくなってくるということがありますから、これはどうしても我々も積極的な支援をする中で、観光客の取り込みにも負けないような取組をしなければならないということだと思っていますし、観光客が来ることによって旅館のみならず様々なところでメリットがある、あるいは関川村に対してよく知っていただけるファンが増えるという意味では、税金を注ぎ込んで支援する意味があるのかなという気持ちであります。

一方で、宴会でしょうかね。一般的に言いますと今回のコロナ禍に伴いまして様々な企業が需要が減少していると、大変だ大変だという状況が様々なところで続いているかと思ひますし、企業におきましてはそれを回避するための様々な努力をされているのかなと思ひております。

そういう意味でいきますと、関川村の飲食あるいは旅館におきまして、ただ待っていて来ない、来ないではだめだと私は思ひておきまして、そのためにどういうことを取り組むのかということが大事なかなと。今こそ旅館や飲食店がそれぞれ、あるいは一緒になる形で取組を進めていく必要があるかなと。

当然感染症対策をしっかりしておりますよというPRはもちろんでございますけれども、需要喚起策、例えば、これは一例で思ひつきますけれども、期限付きの限定のキャンペーンをするとか、あるいはプレミアム商品券を発行したわけですから、それを活用したときの優待の何か施策を打つとか、あるいはクーポン券付きのチラシを個人あるいは共同で出すとか、一度行ってもらえると安心をその後多分すると思ひんです。今は多分一歩も踏み出せない状況だと思ひるので、まずは一度入ってもらふような取組を努力をするということが大事かなと思ひております。そういった取組を主体的に考えて取り組んでいただいた上で、ではそうした状況でもまだ難しいとなれば、そこで村が何をやるべきかということを考えるのが筋道かなと思ひております。

ぜひ旅館、飲食店におかれまして、需要低迷を嘆くだけじゃなしに、様々な創意工夫をしていただければと。それに対して我々もできることは積極的にしていきたいと思ひております。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

もう大分注目が薄れてきたけれども、村にとっては重大問題を2つ。その1つがわかぶな高原スキー場の問題、もう1つはパワープラント関川の問題ですけれども、その2つの問題に関して質問させていただきます。

一部9月1日の日報で報道された部分とダブるかもしれませんが、その前に一般質問を提出しましたので、その辺ご了承くださいと思います。

3月31日で期限切れとなったわかぶな高原スキー場施設の賃貸契約は、今後契約せず、4月末で撤退してもらうことになったが、株式会社わかぶな高原から現在よい協力者がいるが、コロナウイ

ルスの関係で話し合いができない状態になっているのでしばらく時間が欲しいとの申出があり、最終撤退期限を8月31日としたと聞いておるが、現在の状況は。

2つ目、村はスキー場施設の解体費用算出を計画しているが、実施したのか。また、どの程度撤去を予定しているのか。

3つ目、スキー場を撤退した株式会社わかぶな高原に対し、今後どのような対応をしていくのか。

4つ目、スキー場問題と関連する部分があるので、バイオマス発電事業についても質問させていただきます。

村はこの事業から撤退を決断したが、事業主体である第三セクターの株式会社パワープラント関川はいまだ継続している。住民訴訟の裁判も現在は補助参加人相手で継続しており、問題解決には至っていないと思っている。今後、株式会社パワープラント関川に対する村の対応は。

5つ目、両社に対しての村からの貸付金についてどのように考えているのか。

この5件、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伝議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の株式会社わかぶな高原の現状についてでございます。スキー場の施設設備や用地につきましても、村が無償で運営会社の株式会社わかぶな高原に貸し付けておりましたが、沼集落地権者との土地の賃貸借期限も2年を切っているということや、運営会社の経営が資金繰りなどを含めて安心して施設の運営を任せられる状況にはないということから、令和2年3月31日をもって無償貸付けを打ち切るとしたところでございます。

しかしながら、資金調達も含め事業の継続について検討を行うため、運営会社から契約延長の要請があり、4月末まで、さらには8月末までと二度にわたり延長を認めてきたところでございます。結果として新たな事業計画の進展や具体的な資金計画の提示がなく、また、今後の見通しも立たないことから、無償貸付けの再度の延長を行わないこととし、立ち退きを通知したところでございます。

次に、施設解体撤去についてでございますが、令和4年7月24日までとなっております沼集落地権者との賃貸借契約では、契約が終了したときは現状に回復して返還することを原則とするという条文がありますので、今後の返還方法については地権者と話し合う必要があります。

そのため、契約満了後の土地の扱いについて地権者の皆さんの意向を把握するため、この春先に意見交換の場を設けるとともに、全ての地権者の皆様から意見を聞く必要があることから、土地の活用方法や返還の場合の施設の撤去等について郵送によりまして意向調査を実施いたしました。

その結果、土地の利活用については村に活用をお願いしたいという意見が多くありました。また、返還となった場合の施設の撤去については、建物を残しリフトのみ撤去という意見が多くあったと

思っております。

ご指摘の撤去を含めた契約満了後の対応についてですが、できるだけ多くの地権者の皆様から賛同を得られるように話し合いを重ねながら進めてまいりたいと考えているところでございます。6月議会で補正予算をお認めいただきました施設撤去費の積算業務委託については、6月に既に発注をしているところでございます。

3点目の撤去した株式会社わかぶな高原への対応についてですが、撤去後に権利関係でトラブルが生じないように、アチューロやスキー場施設にあります会社所有の備品につきまして、村が現状を評価し総額250万円で買い取り、その代金を2,000万円の貸付金債権の一部と相殺をいたしました。今後は施設の明渡しと貸付金残額の回収が会社への対応として残ることとなります。

4点目のバイオマス発電事業についてですが、住民訴訟が平成28年11月に提訴されて以来3年11カ月が経過し、現在は議員ご指摘のとおり補助参加人も加わり争点整理が行われている段階であります。

株式会社パワープラント関川は、村が出資して設立した会社でありますので、そしてまた、株主として貸付金の債権者としてもどう整備するべきかについては、弁護士とも相談しながら裁判の終結を待って判断していきたいと考えているところでございます。

5点目の両社に対しての村からの貸付金についてでございます。

株式会社パワープラント関川、株式会社わかぶな高原は、いずれも事実上の倒産状態にあるのではないかなと思っておりますし、償還能力がないのが実態であります。他の債権者の動向にもありますが、破産申立て等、法的手続が進みましたら、村としてはその村の貸付金についてその手続に従うことになると考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） それでは、一番上からちょっと再質問させていただきます。

8月31日撤退してくれと、そういう要請をしたというお話を今聞いたんですけれども、その後もうすぐ撤退したのか、それともまだそこでわかぶな高原スキー場として営業しているのか、その辺聞きたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） ただいまのご質問ですけれども、文書でまず通知をいたしました。それから、その前後には頻繁にお伺いするなりして撤退、どういう準備でやっているんだということを知っている状況であります。

実際のところはまだ社長自体は事務所におりまして、次の引っ越しといいましょうか、出ていく準備をしているというふうな状況でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） はっきりいつまで撤退するという話は出ていないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 9月20日頃、連休がございますけれども、9月20日にはというような話をしております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今まで3回も延期してきたし、これからやはりスキー場を村がどのような形で運営していくのか。利用方法等を含めて早めにやはり撤退してもらわないと、令和4年の地権者との賃貸契約がありますので、その辺を急いでやっていただきたいなと、そういうふうに感じております。

それから、2点目、スキー場の解体費用のあれですけれども、まだ具体的には見積りは出していないわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 先ほど村長答弁のとおり、発注はいたしましたけれども、まだ出ておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 今、先ほど村長の話の中でリフトのみの撤去と、そういう話があったんですけれども、あとは建物に関しては全て残す予定なんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 地権者全てにアンケートを取りましたら、全て撤去してほしいというところもあれば、もともと撤去云々じゃなしに村でまた利用してほしいというものがあるわけです。その方々は撤去云々の議論にはならないです。

返還の場合にそれどうしますかと聞いたところでは、リフトは残してほしいという意見もありましたし、全て撤去というものもありました。多かったのがリフトは撤去してもらって施設は残していいんじゃないかなという。中の個別の意見で例えば言いますと、リフトを撤去するにしたって土地を掘り返すと崩れる状況になるので、そこは掘り返さないほうがいいのかという意見だとか、様々ありました。

そういうこともありますので、地権者の極力多いような総意が得られるような形が何なのかというものを、それを見極めなければなりませんし、また、スキー場契約が令和4年で切れますけれども、その後の展開が場合によっては継続ということも必ずしもないとは言えませんので、そういうことも含めながら様々なケースを見込む中で今検討しているところでございまして、伝議員先ほどおっしゃったとおり早く株式会社わかぶな高原の撤退等のことをしなければ後が進まないというのは全く私も同感でして、それをした上でどんな方向があるのか。最終現状復旧する場合にはどうい

う形が一番地権者の総意が得られるのかと、そういったことも両にらみでこれからも協議を進めていきたいなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） せっかくの施設ですので、もし株式会社わかぶな高原以外でスキー場として利用したい、そういう事業主が出てきたら、今の考えはもう別にして有効利用していただければなと、そういうふうに思いますし、それから、もし先ほどちょっと、元に戻るような形になるんですけれども、株式会社わかぶな高原が一旦撤退して、それでまたいいスポンサーを連れてきた場合、村長はどうしますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） これまでそういう話がある、あると聞いていて、具体的な話が全然実はないわけです。私も社長にも申し上げましたのは、もしあるのであれば私も一緒に行ってどうですかと、村も協力しますと話しますので、ぜひそういうものがあればどうか教えてくださいと、我々も協力しますからという話をしても、それについて何もおっしゃりませんし、これまでの交渉で様々やってきましたけれども、あの会社の債務を抱えている中であえてそこに資本を投入してスキー場をやるという会社が訪れればいいですけれども、私は極めて難しいかなと。

もし可能性としてあるのであれば、あのスキー場を利用した新たな会社が新たに資本を、あの会社とは別に、自分たちが経営するから貸してほしいという会社が現れる可能性があるとしても、今の債務を引き受けてやるというのは多分難しいんじゃないかなと私は今思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） ありがとうございます。

3番目の先ほどのちょっと私の質問の内容が村長の答弁とは違ったんで、スキー場を撤退した株式会社わかぶな高原、例えば村内からいなくなった、そういうことを考えた場合、今後何かいろいろの部分でまだまだ問題は出てくると思うんです。撤退しても。そういうことに対して株式会社わかぶな高原は村外に出ていった場合、どういう形になるか分かりませんが、今後連絡の取り方とか、そういうものはどのように考えているか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 例えば村に残ります債権についてどうするかというのは、これは会社の債権でありますから、代表取締役であっても社長個人に対する請求は悪意があったり重大な過失で会社に損害を及ぼしたという場合でなければ請求できないということですから、会社自身が動くということはないんです。

ただ、具体的な連絡については社長本人とせざるを得ませんから、それについては今はもう携帯電話もありますし、その辺の情報は分かると思います。そういう状況になれば今後連絡を取れる窓

口はしっかり確保しておきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 4番目の質問に対しては今住民訴訟の裁判が継続中なんで下手なことを話すと裁判に影響していくと思いますので、これ以上質問は避けます。

それから、5番目の利用者に対して村からの貸付金、今株式会社わかぶな高原には2,000万円、それからパワープラント関川に対しては3,000万円、これほとんどもう倒産状態にあるということは、もう村そのものはこの貸付金に関してはもう諦めると、そういうふうにとってもよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 金融機関と異なりまして、先ほども言いましたとおり会社の貸付金に社長本人なり、あるいはほかの取締役等に連帯保証をつけているわけではありませんから、会社自身が倒産状態になればなかなか回収するのは難しい状況になると思います。

そしてまた、PPSについては村が株の95%でしたか、持っている大株主でありますから、その会社そのものを存続しておいていいのかどうなのかという問題もありますので、そういうことも含めて裁判が終わった段階で弁護士と今後の処理方法、会社の存続、債権の回収のやり方も含めて、弁護士と相談しながら決着していきたいと。

議員おっしゃるとおり、ではそれを回収できるのかということから言いますと、会社に資産等がない以上、結果的には難しい状況にあるのかなと認識しているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） パワープラントに関しては村長の答弁のとおりだと思います。

それから、株式会社わかぶな高原に関して、これは今までずっと無償で貸していたと。そのプラス貸付金。それで、あれほとんど設備、細かいものからもう何百もあるわけです。村の財産が。それを例えばもう使い物にならないような状態にしてしまったとか、そういう例えば村の施設に対して損害を与えたことに対して賠償請求はするのかどうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 特に村に対して故意に損害を与えたという状況にはないと思います。先ほど私様々なものがあるとご説明しましたがけれども、それが残りますとアチャーロもそうですしスキー場もそうですけれども、新たに仮にそこで何か事業をしたいというときに会社の財産がある、村の財産があるということになると、新たな仮に入る方がおられれば大変難しくなると、権利関係が難しくなるということで、まず今ある施設で価値のあるものについては原価を評価をして、それを村のものにしてしまうと。そうするとトラブルが起きないということで対応したところでございます。今議員のおっしゃった損害賠償というのは成り立たない状況かなと認識しております。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 8番の平田 広です。私は2点について質問させていただきます。

1点目、国の制度、集落支援員の活用を望むということで、集落支援員は平成21年度から地域おこし協力隊と一緒に始まった国の制度であります。

過疎地域等に所在する集落の多くは、人口減少と少子高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など、多くの問題を抱える過疎地域に国が必要な支援を行うための制度であります。

令和元年度の全国の利用状況を見ると、専任支援員は1,741名、兼任支援員は3,320名であります。この制度を多く利用しているのは西日本が多いんですけども、特に九州や関東で多く利用されています。任期や年齢制限もなく、60歳代が最も多く半数を占め、中には80歳代の方もおられます。

財政的には国が特別交付税措置を講じることとしており、専任支援員1人当たり年間350万円、地縁団体や地域役員を兼ねている兼任支援員は1人当たり年間40万円を上限として国から支援されます。

また、地域おこし協力隊は都市部からの採用であるが、集落支援員は地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましいとなっています。

全国的には各自治体によって事業の活用には差があるようですが、三重県いなべ市では136名に委嘱しております。ここは人口4万5,000人ぐらいなんですけれども、136名を委嘱しているということでもあります。

新潟県内では十日町市が最高で12名、見附市11名、魚沼市10名、阿賀町10名と多く採用委嘱していると。そんな中で、全然、関川村もそうですけれども、活用していない自治体も多くあります。関川村は過疎、辺地、山振、豪雪自治体等にも指定されていることもあり、集落支援員制度は魅力的な制度であると思います。

そこで、次のことについて村長に伺います。

①今まで集落支援員制度を活用してこなかった理由を伺います。

②集落支援員制度をどう思うか。今後制度を活用できないか伺います。

2点目、有害鳥獣駆除の強化を。

このことについては2年前にも一般質問をさせていただきました。その後の状況変化等もあわせて次のことについて村長に伺います。

①近年拡大している猿害対策に地域おこし協力隊を採用できないかとの質問に対し、村長はどのような対策が効果的なのか、これからもっと研究していきますとのことでありました。その後の状況変化について伺います。

②防止柵も重要であるが、これは電気柵のことを言っているんですけども、鉄砲で駆除するのが一番有効であり、猟友会との協力強化と村のさらなる支援が必要と思うがとの質問に対し、村長

は国の補助制度を使う中で猟友会に対し支援拡大できないか検討しますとのことでありました。その後の状況変化を伺います。

③猿害に対しては今年も多くの電気柵が設置されたようですが、補助の申込みが多数あり、村の予算がなくなった時点で申請は来年にしてくださいと言われたということを知りました。その状況について伺います。

④今年の7月中旬頃、松平畜産団地で熊が出没し、母豚にかみつきのけがを負わせた。その後、おりで熊を捕獲したとのことであるが、その状況と防止策について伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、集落支援員制度についてであります。

この制度は、議員ご指摘のとおり国の制度でありまして、集落支援員の役割は集落の目配り役として、集落の巡回や状況把握等を行うこととされております。村では当時制度導入を検討いたしましたが、集落支援員に求める役割が現行の区長制度によってある程度果たされていることや、支援員を導入した場合、区長との関係が煩雑化するおそれがあること、また、区長が集落支援員を兼ねる場合には国の交付金に対応するための活動報告書の作成をはじめ、区長の業務負担が大きくなることなどの理由から、導入が見送られたと聞いているところです。

しかしながら、少子高齢化、人口減少がますます進む中で共助の役割が強く求められており、地域の活力を維持し安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、コミュニティーなど大きな単位でこの制度を導入する意義は大きいのではないかと考えているところであります。

先進町村の事例も参考にし、配置対象地域や活動内容などを検討し、導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、有害鳥獣についてのご質問でございます。

1点目の有害鳥獣対策のその後の状況についてですが、まず地域おこし協力隊の活用につきましては、県内でも阿賀町や粟島浦村で取り組まれており、また、全国的にも地域おこし協力隊制度を活用して有害鳥獣対策を行っている事例がございます。

協力隊の活動内容としては、主に有害鳥獣被害の調査をすること、駆除技術を習得して自ら駆除すること、そして、住民連携の下、見張りや追い払いをすることなどでございます。最近ではジビエブームから、鹿、イノシシなど加工品製作に関する活動も含まれるようになっているようです。

現在、村ではICT技術を使ってどのように有害鳥獣対策ができるか調査をしているところでございますが、今年の10月頃には企業から有害鳥獣対策に係る提案をいただく予定としており、それを基に猟友会とも協議を進めながら考えていきたいなと思っています。この提案を踏まえ、今後村

の有害鳥獣対策の方向性を猟友会と共有し、その上で地域おこし協力隊あるいは集落支援員制度などの活用についても検討していきたいと考えています。

2点目の猟友会への支援についてでございます。

近年、女川など、これまで猿などの有害鳥獣が出没していなかった地域での被害が拡大し、それに伴い猟友会の活動範囲が広がっております。そうした中、平田議員ご指摘のとおり、加害獣の個体数を一定数短期間に減少させるには銃器による駆除が効率的であると考えられます。

これまでも猟友会の皆様には被害予防のため、巡視活動や駆除、捕獲を委託し、昨年度猿132頭、熊8頭などを駆除していただきました。国の交付金事業について猟友会に提案をいたしましたが、この制度は捕獲物の証拠写真が必要であり、その分手間がかかることなどから導入に至っておりませんが、阿賀町をはじめ他の市町村でも導入しておりますので、国の制度活用について引き続き協議を進めていきたいと思っております。

3点目の電気柵設置補助事業の状況についてでございます。

電気柵の申請状況につきましては、今年度申請件数21件で、補助金額の総額が106万2,000円となりました。今年度はこれまであまり被害がなかった地域で猿やイノシシが出たことにより、補助金の申請件数が例年より多くなりました。そのようなことから、ご指摘のとおり当初予算は現在執行済みであります。

補正予算の取組についてですが、予算残額が厳しくなってきた7月下旬頃、3件ほど相談いただきましたが、枝豆やスイカなどの作物であったため、そろそろ収穫時期を迎える時期になることから、次年度の申請を検討していただき、その後新たな申請をいただいておりますので、増額補正はしておりません。

今後は、次年度の予算編成に向けて事前に農家組合長を通じて要望額を把握するなど、適正な予算額を計上したいと考えておりますし、また、状況に応じまして補正予算についても速やかに対応していきたいと考えているところです。

4点目の畜産団地の熊被害の状況でございます。

松平畜産団地の熊による被害状況につきましては、7月18日土曜日ですが、午前8時過ぎに養豚場の従業員が母豚舎内で母豚が傷を負っていたものを発見し、熊によるものではないかとの連絡を役場宿直者が受けました。

状況としましては、熊が母豚舎の外壁と続き窓の金網を破って侵入し、母豚を爪でひっかいたものと思われます。その後、畜主が直接猟友会にお願いをし、捕獲おりを設置し、翌朝体長1メートルほどの熊が捕獲されました。熊は豚用のえさを目的に豚舎に侵入したと思われ、被害に遭った豚は治療をされまして、8月上旬には子豚を出産したと聞いております。

被害のあった養豚場は現在周囲を柵で囲む工事を予定しておりまして、熊侵入防止用の柵ではご

ざいませんが、一定の防止策になろうかと考えております。また、今後も捕獲した熊以外にも出没する可能性があるため、捕獲檻の設置を継続しています。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） まず、1点目の集落支援員の関係でございすけれども、私も今までこの制度をよく理解していなかったというところもあるんですけれども、題目の頭に集落という頭文字があって、集落運営に関わってもらうものではないかということで、集落としてはあまり意味のないものなのかなというふうに思ってきたんですけれども、しかしながら、活用しているほかの市町村の話を聞いてみますと、今阿賀町という話も出ましたけれども、阿賀町では国の制度を上手に利用しているというふうに思うわけです。例えば元年のふるさと納税では6億8,000万円の納税があったと。地域おこし協力隊では20名、集落支援員では10名を採用、委嘱しているということでした。

集落支援員は第三セクターの道の駅阿賀の里で移動販売車、冷蔵庫の軽トラック、補助事業で町が購入して、その販売員に集落支援員がなっているということでした。有害鳥獣駆除には4人が携わっているそうです。役場にまた3名の町内居住者、計10名を採用、委嘱しているということです。給料のほうは月20万円で、ボーナスの期末手当もありまして、地域おこし協力隊よりもいいということでした。

それと、湯沢町と聖籠町では観光とか学校のために外国人を探しているということも聞きました。

地域おこし協力隊同様、国が特別交付税で財政措置をするということですので、関川村でも健康とか独り暮らしの高齢者の見守りとか、あるいは教育の関係、公民館でいろいろ英語とかも教えていますけれども、そういうものを利用できないか。あと、部活動の指導員等、活用できるところは活用すべきと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議員おっしゃるとおりでございまして、地域おこし協力隊はあれ3年間という限定がございすし、その後の生活をどうするんだという問題があります。一方で、集落支援員の場合はそういう縛りがなく、しかも交付税措置がされるということで、極めて私はいいい制度だなと思っております。

あとは、そのための人材をいかに確保するかということでございすので、ただいまおっしゃったとおり高齢者の見守りであったり、様々なほかの事例を見ましても、空き家の調査をしたり、あるいはイベントの関係に携わったり、様々な形で集落支援員が活用されているようでございすから、これについては村としてもぜひ活用を前向きに進めていきたいなと思っているところでございす。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 今の村長答弁してくれましたように、国の支援で財政的な支援もありまして、

村のためになる制度であると思いますので、大いに活用していただきたいというふうに思います。

それで、次に２点目の有害鳥獣駆除の強化をということでございますが、村長の答弁のように元年度の猿の駆除は132頭駆除したということでありますので、これは猟友会や村当局、関係者の皆様の頑張りによるものであるというふうに感謝しております。

ただ、それでも猿の行動範囲は拡大しております、私らの地区では湯沢から入ってきて松平や滝原、今度小見のほうに行って、今現在は女川のほう、深沢とか上野新、向こうのほうにも行っているというふうに聞いていますけれども、拡大しておりますので猿の減りみというのが感じられないというふうな状況です。さらに上を強化を望むものでありますので、よろしくお願いします。

①の関係ですけれども、阿賀町では大変積極的に取り組んでいるわけであります。阿賀町の有害鳥獣に携わる人員は、地域おこし協力隊１名と猟友会員等の集落支援員４名が携わられていると聞いております。ＩＣＴ、猿がどこに今いるか、そういうものを捕まえて、着けて、昨年は二百数十万円もかかったんだそうですけれども、作った大きな檻、そこに誘い込んで、一度に多数の猿、20頭、30頭ぐらいの猿だそうですけれども、そこに追い込んで電気で駆除するというやり方だそうです。それもやっと体制が整ったという状況だそうですが、今年度の目標は猿350頭、イノシシ110頭で、予算も関川村の10倍近くで、力の入れようが違いうように感じました。

県内でも県北、岩船郡あるいは阿賀町も含めて、昔から猿の出没、駆除の多い地域であります。関川村では年々さらに行動範囲が広がってきているということでございますが、積極的にこれから取り組んでいる他市町村を参考に、国の制度を上手に活用して、本腰を入れて強力に取り組んでほしいと思うんですけれども、再度村長さんの力強い言葉をいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今ほど阿賀町の例をおっしゃいましたとおり、確かに予算規模を見ましても取組におきましても阿賀町は進んでいる状況かと思っておりますし、その辺の状況については研修会などを通じて職員、担当も十分把握をしております。

そんなこともありまして、こうした積極的に取り組んでいる市町村を参考に、村独自あるいは県や近隣町村を含めてどういう形がいいのかということを、効果的な駆除について検討を進めていきたいなと思っているところでございます。

ただ、駆除につきましては、阿賀町にもお話を聞きましたけれども、駆除はするけれども猿の数は増えているというのが実態だそうです。したがって、アドバイスいただいたのは、駆除をするにしても何をどういう猿を駆除するかという、一律に、一概に駆除すれば減るかという、そういう状況じゃなしに、そういうことも検討しなければならないということもお聞きしておりますし、また一方で、駆除だけじゃなしに、田畑に入らないための取組、見張りだとか追い込みとか、そういうようなことも大事だなというアドバイスをいただいているところでございます。

いずれにしても、そういった先進事例を参考にして、村の、もしくは他の町村と協働して、
どういう方向性が一番いいのかということをもまず検討して進めていきたいなと思っているところで
す。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） よろしくをお願いします。

では、②のほうですけれども、当村の場合、今までカラスの駆除をすれば一羽300円と思ってきた
んですけれども、近年は100円に下がったようですが、猿を駆除すれば1頭当たり6,000円今支払わ
れているわけですが、この単価、昔から変わっていないように思います。カラスだけが300円
が100円に減ったということなんですけれども、猿は変わっていないと思います。

阿賀町では猿で8,000円、イノシシで7,000円の駆除費を支払っているそうです。近隣市では村上、
胎内市のほうがもうちょっと多いのかなというふうに感じていますが、ほかの市町村の現状を調査
していただきまして、他市町村よりも安いと思うんですけれども、それを上げることによってやる
気、あるいは村の意気込みを見せるためにもぜひとも単価改正は検討の余地があるんじゃないかと
いうふうに思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

阿賀町の猿8,000円、イノシシ7,000円というのは、国の補助事業の単価だと思われます。議員ご
指摘のとおり村で定めた金額につきましては、しばらくの間単価の改正はされてきておりませんで
したので、そろそろ検討する時期にあるのかとは思っております。

今後、次年度の予算編成時に猟友会の皆様と協議しながら、国の交付金事業の活用も含めて検討
してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 分かりました。

参考までにお聞きするんですけれども、当村では近年出てきたイノシシとか、あるいはニホンシ
カ、これらについても駆除した場合、駆除費は幾らというふうに設定しているのか伺いたいんです
けれども、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、カラス100円、猿6,000円というのは1頭当
りという形でお支払いをさせていただいております。ただ、イノシシ、熊、鹿などにつきましては
1頭幾らという形ではなく、捕獲檻や罠の設置、駆除、処理という形で、緊急時の対応も含めまし
て年間25万円を猟友会様に委託費用としてお支払いをさせていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 内容は分かったんですけれども、特に猟友会からそういう要望がなければ結構なんですけれども、内容は分かりました。

それで、③ですけれども、予算の関係、なくなったということであれなんですけれども、今年議会とか、特に今年はコロナウイルスの関係で臨時議会というものがございます。予算の支出状況を見ながら補正予算で計上できたのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 7月の下旬頃なんですけど、3件ほど電気柵の設置補助金の相談を受けた経緯がございます。ただ、いずれも収穫時期間際のものであったため、相談した結果、次年度以降の申請を検討していただくというようなことになった次第でございます。

また、その後、そのほかに申請がなかったことから補正予算の要求には至っていない状況でございいます。

次年度以降は状況に応じた補正予算についても速やかに対応していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 住民の要望になるべく応えるようにひとつお願いしたいと思います。

それでは、④の松平の畜産団地の関係ですけれども、滝原集落とか、あるいは地域の人たちも熊が出てそういう状況であったということをしばらく知らなかったんです。滝原集落では3週間ぐらいたってから、お盆前あるいはお盆過ぎという話が出てきて、いろいろな話が出てきたんですけれども、夏休みの朝のラジオ体操で集まってきたときに話が出たんです。

その後、私も松平集落の人たちにも聞いてみました。やはり分からなかったというのが何人かいました。

こういう熊がそういう状況で出てきて、状況を何で広報無線でお知らせしなかったのか。私は聞こえなかった、知らなかったという人の話ばかりだったものですから、その辺についてちょっと伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 平田議員ご指摘のとおり、近隣住民の皆様に熊の出没の情報が周知されなかったことにつきまして、大変申し訳なかったと思っております。

通常目撃情報があれば、閉庁日であっても役場に第一報を頂きますと広報無線等で周知を行っております。しかし、このたびの件では担当者への連絡がつかず、広報無線でのお知らせをすることができませんでした。危機管理意識の欠如というほかありません。大変申し訳ございませんでした。

現在も閉庁日であっても連絡が取れるように担当職員2名体制で連絡網を確保しているところでございますけれども、今後私も含め3名体制で増員しまして、また、必ず担当者に連絡を取るよう日直者へ周知の徹底をしていきたいと思っております。そして、再発防止に努めたいと考えてお

りますので、お願いします。

また、これまでは熊が捕獲された場合につきましては、広報無線等でのお知らせはしておりませんでした。ただ、集落付近である場合など、継続して熊の出没に注意する必要がある場合は広報無線等でお知らせしていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） ぜひそのようにお願いします。

今回は豚が首に何か噛まれた、背中をひっかかれた、尻を噛まれた、足も噛まれたというふうなことだったので聞いたんですけども、村長のお話のとおりその後出産したというふうに聞いていますけれども、肉の味を覚えた熊なんで付近を散歩している人もいますんですよ。私もその付近を散歩しますけれども、女の人で親子で散歩している人もいますものですから特に危険を感じるということで、周囲からは村の対応は甘い、おかしいんじゃないかというような苦情もございました。今回の場合は捕獲、駆除した後処理についてもやはり広報無線で知らせるべきであったんじゃないかなというふうに思います。ぜひそのようにしていただきたいというふうに思います。

もう1点、隣の養豚場は周囲を鉄柵で囲んでいますけれども、多分そこはイノシシ対策で囲んだんじゃないかと思うんですけども、こういう熊の場合補助の対象になるんだか、その辺もちょっと教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、昨年度まではアフリカ豚コレラの緊急措置として国が行っていた補助事業はございましたが、今現在ワクチン等の普及に伴いまして補助事業はなくなっております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 国、県の補助はないかもしれないけれども、村で補助するということはないんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 先ほども申し上げましたとおりワクチンの普及に伴いまして、今のところ村でのそういった補助については考えておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 今後検討していただきたいと思います。

それでは、全体的に耕作放棄地、これらが拡大しているんですけども、ここの課ということもあるんですけども、有害鳥獣害による耕作意欲の減退も大きいんで、今後とも有害鳥獣駆除のさらなる強化と集落支援員の制度の調査、活用をお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時35分まで休憩します。

午前11時19分 休 憩

午前11時35分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。このたびは8月1日より実証運行が開始されておりますデマンドタクシー、乗合タクシーえぶり号の質問をさせていただきます。

当初より想定をされていたことではありますが、利用者の稼働率、利用率といいますか、別紙でつけさせていただきました8月1か月の統計数字を出させていただいておりますけれども、1日1人の利用に満たない状況でございます。

今年度中、3月まで実証運行を行い次年度より本格稼働の予定で動いておりますが、実証運行の稼働率（利用率）とさせていただきましたが、それも注視して、より多くの住民の方々の利用を求めたいところと考えている次第でございます。

そこで、2つほどです。

1つ目、村の第6次総合計画の前文にございますP D C Aサイクルの中で活用されていかなければならないと考えます。村長の所感をお伺いいたします。

2つ目、稼働率向上のため早い段階での対策を立てなければと考えておりますが、実際に当局として検討している実証、もしくは予定している内容がありましたらお伺いします。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問にお答えをいたします。

デマンドタクシー実証運行についてのご質問であります。8月から実証運行を開始いたしましたデマンド型乗合タクシーえぶり号は、主に高齢者の村内医療機関の通院を目的としています。今年度の実証運行で当村の新たな生活交通手段として地域に定着させ、来年度4月から本格運行として事業を継続することを目指しております。

8月の利用実績が25人利用、運行日20日で割りますと平均1.25人となっております。8月は医療機関が休診となるお盆期間の利用がゼロだったこと、及び事業開始直後で村民の認知度が低いことが利用率がまだ低い状況だと思います。

ただ、8月の利用者はリピーターがほとんどで、一度ご利用いただいた方にとっては片道500円で自宅まで送迎してくれる利便性から、高齢者の生活手段の1つとして満足度が高いものと言えます。

ご指摘のとおり、P D C Aサイクル、プラン・ドゥー・チェック・アクションというサイクルを

回して事業を育てていくということは大変重要なことと考えております。当事業は6月に立ち上げた関川村地域公共交通活性化協議会が運営主体であり、高齢化が進む関川村の公共交通全体のビジョンを築いていく上で新たな交通手段の1つとして実証運行をしているものでございます。

今後、年に数回開催していく協議会で当事業の課題等を検証し、改善を図る、まさにプラン・ドゥー・チェック・アクションを行ってまいりたいと考えております。

また、当事業開始のきっかけの1つとなったデマンド交通導入に関する提言を行いました関川村地域福祉計画推進委員会ワーキングチームやろでば会がデマンドタクシーの利用促進と検証を今年度実施する予定でございます。やろでば会と連携をしながら、まず一度利用してもらうための取組、PRを地域の茶の間や村内医療機関等で行うことはもちろんですが、役場庁内の職員にも周知徹底し、特に高齢者福祉の観点から普及に努めていきたいと考えております、その上で、利用者の意見を集約し、地域住民の細やかなニーズ把握に努め、改善を図ってまいります。

具体的な稼働率向上のための方策につきましては、9月15日の配布物とあわせてデマンドタクシーの利用方法をまとめた家庭保存用ポスターを対象エリアの各戸と村内医療機関へ配布し、10月中を目途としてお得な回数券の販売開始を予定しています。あわせて広報せきかわ10月1日号以降、継続して本紙に記事を掲載し、周知徹底を図る予定でございます。

いずれにしても、冬場の生活交通手段としてのニーズが高まることを念頭に置きまして、11月から12月までに地域住民全体に認知され、1月、2月の厳冬期には医療機関への交通手段として定着するよう周知活動を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） それでは1個ずつやらせていただきたいと思います。

村長もPDCAサイクルでの活用というのは非常に重要だというふうにおっしゃっていただきました。現段階でPDCA、プラン・ドゥー・チェック・アクションの中で今どの段階にきているというふうに村長はお考えですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） もともと高齢者のニーズ把握をそれぞれいたしまして、地域の課題が何なのかということをまず調査いたしました。それを基に高齢者のニーズとして医療機関への足がこれからはますます大変になってくるんだよという課題が抽出をされて、そのためのプランをつくったのが今年の春からだと思います。

それで、実証実験としてプランからドゥーに移っているということは今現状でございまして、ドゥーとチェックは必ずしもドゥーが終わってチェックじゃなくて、ドゥーをしながら、実行をしながら並行してチェックしていくという取組が大変重要だと思っております、今はドゥーと、そしてこれからチェックをしていこうと、そういう段階だと認識をしております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） おっしゃるとおり私も全く今そのタイミング、ドゥーとチェック、ドゥーとチェックを繰り返しながら、そこでアクションを絡めていって、さらにプランに盛り込んでいくと。

P D C Aサイクルを回していく過程の中で、このP D C Aサイクルというのは日本の経済界に下りてきたのがもう60年ぐらい前になるんです。こういったサイクルを使っていく分かりやすい手法としてQ Cサークル活動というものが盛んに言われたのが1980年代。そこから立ち上がった看板方式であるとか業務改善というのがトヨタという企業が採用されて、そこが今日本の企業の中で業務改善の主流になっていく本当の基礎の基礎になるところで、かなり私もここを研修させられた記憶があるんですけども、P D C Aサイクルの中で一番重要な地点というのがやはりこのチェック、ドゥー・チェックのところなんです。

P D C AサイクルというものをずっとうたいながらP D C Aが回せていかなかったグループの課題というのが、やはりチェックができていないというのが一番の大きな課題になるというふうに私も聞いておりますし、実際私も動かしてみた中でそこが一番重要なところで、そこがうまくいかなかったときに計画が全部頓挫してしまっているというところがあるんで、今このチェックの段階にきているというのが一番重要だという認識を村長も持たれているというところで、本当にありがたいお話をいただけたかなと思います。

それで、再質問になるんですが、村長のお話にもありましたこのデマンドタクシーの中身が医療型、高齢者福祉に特化されたデマンドタクシーであるということで、村内の高齢者、それからこういった足の必要な家庭、個人の情報というものがやはり役場の中では情報がある。ただ、今個人情報の絡みからそういったどういう人が必要なんですよということがなかなか外に出せない状況というものがあるかと思います。役場の中でそういった対策を立てるに当たって高齢者福祉の観点からこういった活動ができるというふうにお考えになられますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まずはターゲットを絞るということは確かになかなか難しい部分でありますけれども、問題は全ての方がこういう運行があるということをまず認知していただくということが重要だなと思っております。そういう意味では、医療機関に現に通っている方がその情報をしっかりキャッチできるという意味では、そういったところの周知、あるいは先ほども申しましたように地域の茶の間であるとか高齢者が集まる場所にもしっかりと情報を届けることによって、そしてまた、その地域から1人でも2人でもいいですけども、そういう方が利用がされて、「いや、この制度いいよね」ということが口コミで伝わるような、そういう周知活動を強化することは高齢者の対策としても重要なのかなと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） おっしゃるとおりだと思います。

実際に村長のお話にもありました、今利用している延べ人数で8月現在で25名、9月に入りましてから昨日段階で4名の利用がありましたんで、約30名弱の利用にはなっているんですけども、ほとんどがリピートなんですね。1回でも使っていただいた方はすごく評価していただけますし、またお願いしたいという意見を多く聞いているというふうにお聞きしています。

やはり、どうやったらそれを使ってもらえるか。半面、使われていないんだけども使いたいという人の意見も聞くことができ、どうやったらいいか分からない。使い方ですね。そのデマンドタクシーをやっているということも分からないという人がすごく多かったです。それがすごく私が8月1か月注視して見た中での実感でした。

今村長がおっしゃっていただいた2番の答弁に当たる片や保存ポスターですとか回数券の発行ですとかもそうなんですけれども、10月以降の広報に繰り返し織り込んでいただける。チラシ効果という1つの結果が出し方があるんですけれども、半年間、1か月10回続けて織り込んで初めて認知されるそうです。なかなか広報で1か月10回って難しいと思うんですが、やはり継続してお知らせを入れていくということの重要性はあるのかなというふうに感じています。

このリピートされている方、実際1回使っていただいた方に何人かにヒアリングで伺ってきた内容なんですけれども、医療機関に行かせてもらうのはすごいありがたい、でも買物もしたい、村内の親戚、知り合いのところも行きたい、だめなんだよねという声をいただきました。その辺のニーズ把握、それからそういった今は医療機関に特化していますが、その後の展開として、構想の段階でも構わないんですけれども、こういった展開というところがあれば伺いたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まさにプラン・ドゥー・チェック・アクションの対応だと思っています。今まずしなければならないのは、医療機関に行くについて不自由な方、あるいは家族等に援助してもらって申し訳ないなと思っている方が利用できる環境をしっかりと整えることと。

そのミッションが果たされた段階で、「いや、これはありがたいんだけど、こういうことできないかな、ああいうことできないかな」と多分当然ニーズがありますから、それをプラン・ドゥー・チェック・アクションの中のチェックに入ってくるんでしょうか。だと思います。今後、医療機関でのサービスが基本的にはもう満たされているよねと、あるいは達成ができているよねという段階になれば、次のまたアクションも当然考えなければならない状況だと思います。

今の段階で様々なことが考えられますが、言うは易く行うは難しいといいましょうか、1人が乗るわけでありませんから、自分の家に、親戚に行ってくれといってもなかなかできない状況もありますし、その辺も踏まえてどんな形が新たな展開にできるのかというのは今白紙でございますけれども、充実した段階では新たなアクションについても考えていきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。

ちょっと個別具体的な話になって恐縮ではあるんですが、その聞き取りをやらせていただいた中でもう1つあったのが、高齢の方で地域性か村民性か、そういったもの、いい部分なんだろうなというふうに思った答えが出てしまったのが、自宅前まで来てもらうのが、申し訳ないという声も実は聞かれたんです。

実際に運行しているところの話によると、時間予約をいただいて、当然個別時間って予約見られないですから、スタート時間とそこから行きであればエリアの一番遠いところから目的地の一関周辺の医療機関。医療機関スタートであれば順番に回って最終的に一番遠い家。行く予定で動くんですけれども、家から出て大通りまで出られる方がいらっしゃるということなんです。やはり玄関前までってなかなか難しいと。

そういったものを考えて、今後の展開にはなろうかと思うんですけれども、どこかでまとまった発着、そういったものも必要になってくるのかなというふうなこともありました。そういったものもやはり計画、それからCのチェックの部分ですね。そういったものに反映していただきたいというところがあります。その辺の、これ今後の話になると思うんですけれども、そういったところもお願いしたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど村長のほうからお話をさせていただいたとおり、まずは普及、利用の促進、これが大前提と考えております。先般、8月25日の日にコミュニティ連絡協議会の開催をさせていただいた際にも、各コミュニティ会長のほうにそういった話をしたところ、同様のもっとニーズに応えられるような運行であったり、自宅前までというようなお話がちらっと出たというのが実態でございます。

また、年配の方については、私はまだまだやれるという自信を持たれている方もいらっしゃるものですから、そういった方の気持ちという部分を考えて、1か所発着ポイントを今後は検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） いずれにしても、今後関川村の人口構成が高齢化が下がってくるというのはなかなか今考えられない状況で、ますます高齢化が進み、高齢化世帯が増える、独居世帯や高齢化二人暮らしの世帯が増えると想定される中で、この医療型であろうが何であろうが、デマンドタクシーというのはしっかりと根づかせていかなければならないというふうに私も考えております。

先ほど提言をされた関川村の地域福祉活動計画の社協を中心とした中でのワーキングチームでや

ろでば会の中での話でもあるんですけれども、告知活動の中でやはり高齢者向け、地域向けだけでなく、広く村民全体に向けた告知活動というものを広報だけでなくいろいろな方法で考えていかなければなりませんねという話も伺っているところでありますので、今後のしっかりとした活動を期待して私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、午後１時まで休憩いたします。

午前１１時５３分 休 憩

午後 １時００分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に続き、会議を再開します。

次に、２番、近 壽太郎さん。

○２番（近 壽太郎君） ２番、近 壽太郎です。集落の機能維持をコミュニティの力で何とかならないものかということで質問させていただきます。

５地区のコミュニティで平成29年度から住民アンケートを実施し、分析レポートを発行しております。その中の「暮らしの困りごと」または「今後取り組むテーマ」では、雪下ろし、健康不安、農地・山林の維持管理、道路・河川の維持管理が共通して上げられております。

農地の用排水路の管理、山林の林道、共有林の管理、集落生活道である村道の管理、河川堤防の草刈りなどは、以前から集落単位でやってきました。人口減少や高齢化でままならない現状になってきています。

関川村54集落のうち23集落は人口50人以下となっています。人口の少ない集落では著しく支障を来していて、こうした集落では様々な集落行事が維持できなくなり、環境や防災の面で悪影響も出始めております。また、こうしたことに不安を抱いている住民が多くいることをアンケート結果が示しております。

村長の施政方針では、暮らしの基本は家庭であり、最も身近な自治組織である集落、そして地区コミュニティとあります。たとえ人口が少ない集落であっても住民が安心して暮らせる地域となるようにしていきたいものです。

そのための方法の１つとして、例えば各コミュニティ内の集落で作業者が少なく困っているときに、他集落から手伝える人を募るなどして、協力し合える仕組みをつくる。その際に、地域課題解決支援事業を利用してコミュニティ事業として行うならば、費用の面も含めてやりやすくなると思います。

こうした取組がなされることは、集落課題解決につながり、各集落間で信頼関係が強くなり、コミュニティの協力体制の強化あるいは連帯感が一層高まり、よりよい地域の活性化となるなど相

乗効果も大いに期待できます。

村長の所見をお伺いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） お答えをいたします。

議員が今ほどおっしゃいました住民アンケートにつきましては、地域の現状を把握し、課題を浮き彫りにした上で今後の取組方を考えていただくための資料にすることを目的として、平成29年度からコミュニティー単位で順次取組をしているところであり、既に5地区で調査が実施されているものでございます。

8月末時点での村の高齢化率が41.7%となっており、少子高齢化社会が進んでおります。議員ご指摘のように高齢化や人口減少が起因となって、集落維持のための活動や行事に支障が出てきていることは認識を共にするところでございます。

その中で、集落のみならず、コミュニティーとして地域課題を共有し、自助、共助、公助の考え方の下で協力し合える仕組みをつくることは大変意義のあることでございますし、これからの村づくりに共助は必要不可欠な視点でございます。そのためにも、住民アンケート結果が生かされ、各地区において行事だけでなく地域住民が望む事業の実施に期待しているところでございます。

地域課題解決支援事業につきましては、住民アンケートの調査で課題が抽出されても、その課題解決へのアクションがないとアンケート結果が生かされないため、課題解決に向けて一歩踏み出すための後押しをしようということで、異例の100%補助の時限的措置として創設をしたところであります。したがって、これは毎年の継続補助ということではなく単年度補助を原則としております。共助の取組として新たなお考えがあればぜひ相談をいただきたいと存じます。

また、この補助金は令和2年度までの限定としておりましたが、住民アンケート調査が終了していない一部があることから、制度の延長も含め補助制度を分かりやすく見直しをしていきたいと考えているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ただいまの答弁では、住民アンケートは一通り全部終わってから行動を取って前に進めるということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 補助制度が2年度までという制度にしておりましたが、アンケート調査がまだなされていない地域がありますから、アンケート調査で出された課題の対応ということになりますと、この補助制度がなくなるとできない部分もあるので、そういったアンケート調査が実施された以降、ある一定の時期までは制度を存続すべきだと、そういう意味で申し上げているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2 番（近 壽太郎君） 例えばまだ全地区終わっていないんですけれども、今こうした5 地区で共通課題として出ている問題点があるわけですので、例えば来年度にモデル的に試行的にやってみるお考えはないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問でございますが、今住民アンケートは確かに5 つのコミュニティーで実施がなされたところでございます。うち2 つのコミュニティーにおきましては、全住民にまずはアンケート結果を告知するという活動から始まっております。全コミュニティー会員のほうに周知した上で、さらに課題の解決に向かって何をすべきかという会議をするという恰好で今運んでおります。

まずは自分たちでできることということを考えていただくきっかけのアンケートでございますので、そういった趣旨に沿った事業の展開がそれぞれのコミュニティーに望まれているところだと考えます。

○議長（渡邊秀雄君） 2 番、近さん。

○2 番（近 壽太郎君） 例えばコミュニティー連絡協議会などでこうした課題を取り上げて協議していただくというようなことはできないものでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 先般、8 月25 日の日にコミュニティー連絡協議会のほうを開催させていただきました。コミュニティー連絡協議会のほうでもアンケートを実施したコミュニティー、それからまだこれから実施するコミュニティーの会長さんがおるわけでございますが、まずどんな取組事例があるのか、それからどんな制度があるのか、その辺を各コミュニティーにもう1 回知らせてくれないかという意見がございましたので、まずはその周知から行うということでお話をさせていただいたところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2 番、近さん。

○2 番（近 壽太郎君） 前向きな対応と捉えましたが、確かにそういう手順をしっかりと踏んでやっていくということは大切なことです。ただ、切羽詰まった小さい集落では一刻も早い対策を講じていなければならないという状況に來ていますので、なるべく早め早めに対策に対応していただきたいという願いをして終わりたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、4 番、伊藤敏哉さん。

○4 番（伊藤敏哉君） 4 番、伊藤でございます。地域運営組織に対する一步踏み込んだ育成支援についてということでお尋ねいたします。

今ほどの近議員の質問と類似しておりまして、重複した答弁をいただくようなことになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

国では、2020年から24年の5か年を地方創生の後期（第2期）として取組を進めるとしています。地方創生の後期の実施方針である第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略第1章地方創生の目指すべき将来から一部引用させていただきます。

地方創生は、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を生かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、この取組を国が支援することが基本である。具体的には、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、町並み等を生かした暮らしやすさを追求し、地方の魅力を育み、人が集う地域を構築することを目指す。さらに、世界も視野に入れて、競い合いながら観光、農業、製造業など、地域ごとの特性を生かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、地域の隅々まで循環させることにより地域経済を強くしていくとしています。

地域づくり事例として全国的に有名な鹿児島県鹿屋市柳谷集落は、就任当時55歳のリーダーが25年以上にわたり自治体から委託を受けた公民館長として、公民館を拠点にして特産品を開発し、運営資金を稼ぎ出し、子供の教育活動やふるさと創生塾での子供の夢の発表の機会が集落出身の子育て世代に伝わり、ふるさとで子育てしたいとぞくぞくとUターンしてきている事例。

平成30年1月に内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局が作成した「地方創生事例集（ちいさな拠点・地域運営組織版）」では、島根県雲南市や高知県梶原町で、行政が支援し、住民主体で立ち上げたNPO組織等が指定管理団体となり、集落活動センター等を拠点に、特産品の加工販売、祭りや神楽などの地域活動、子育て支援、温泉施設の運営、デマンドタクシーの運行、田舎暮らし体験ツアーなどに取り組んでいる事例。

隣県の山形県川西町では、町の行財政改革に伴う公民館の公設民営化を契機に、全世帯加入のNPO法人を設立、公民館の管理運営をはじめ、農業の6次産業化や都市との交流ビジネスで稼いだ資金や住民からの寄附、行政からの委託金など、5,000万円超の事業規模に成長。子育て支援、青少年健全育成、地域の安全見守り活動、各地区から推薦を受けた若者をNPOでのOJT（仕事を経験させながら人を育てる）で地域指導者へ育成する仕組みを構築する取組を行っているなど、全国では財政面でも自立できる組織づくりの成功事例を多く見ることができます。

本村では、9つのコミュニティー組織が地域の融和、親睦のための様々な行事の企画運営や地域内集落の連携のため鋭意活動を行っています。また、七ヶ谷雪ほたる、大石どもんこ祭り、霧出郷地域の竹灯籠の迎え火など、村の風物詩に成長したこれらイベント行事をそれぞれの主催団体が意欲と熱意を持ち、自主的・主体的に取り組んでいます。

また、これらの主催団体の幹部として活動している皆さんも、リーダーとしての資質を発揮され活動を続けてこられたことに敬意を表するところであります。

ここに加藤村長にお伺いします。

これら9つのコミュニティー組織あるいは各種イベントの主催団体を村が支援する形で発展的にNPO法人等のより自主性・主体性の強い組織に育成することができれば、将来の真の住民自治が根づくことにつながり、村と住民の本当の意味の協働と言えるのではないのでしょうか。

地方創生の後期5か年におきまして、各省庁が所管する補助金、交付金など、有利な制度を活用できる好機と捉え、前向きにご検討いただきたく見解をお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員の質問にお答えをいたします。

コミュニティー組織などの育成と住民自治の実現についてであります。関川村は地域でのまとまりが強く、9つのコミュニティーいずれにおきましても少子高齢化、人口減少社会の中、地域の融和、親睦に向けた様々な取組をしていただいております、敬意を表するところでございます。

また、各種イベントに取り組む各団体におかれては、それぞれの団体の思いがあらうかと思えますから、一義的には行政の関与は控えるべきと考えますが、地域をよくする思いは行政でも同じだと思いますので、様々な機会での連携、協力は必要と思っておりますし、忌憚のない意見交換ができればいいなと思っております。

ご指摘のとおり地方自治の考え方は、地域の問題の解決策は自分たちで考えたほうがいいのかという当然の発想から、行政が何をしてくれるのかではなく、地域の問題は自分たちで解決するという考えであろうかと思えます。

今後、各コミュニティー組織におかれては、世代を超えた意見交換を開催し、地域の核となる人材を育てるとともに、それぞれの地域の課題をそれぞれの視点で考え、行事の企画運営だけでなく、課題解決のための地域運営組織としてその取組を活発化させていただきたいと思えます。

村としましては、そのための予算措置や、あるいは地域おこし協力隊、集落支援員の配置などの支援のメニューとして検討していきたいと考えているところでございます。

なお、組織の法人化につきましてはスタッフの充実が必要かと思えますが、NPO法であれば団体が契約の主体になれることや団体が資産を持てるなど、幾つかのメリットがあります。コミュニティーやイベント主催団体はそれぞれがふさわしい組織の在り方を考えてくことが望ましいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほどご答弁の中で協力隊の活用、あるいは法人化によるNPOでのメリットのお話もございました。

それで、リーダーの育成というお話もございましたが、やはりコミュニティー組織、それから先ほど申し上げましたいろいろなイベントを主催する団体の皆さん、やはり最初に音頭を取るリーダーの方の存在というのが一番大きな課題といいますか、その人の力というものが非常に大きいと思

います。

それで、村長が村長に就任されて以来、あるいはその前でも結構ですけども、村内の各方面、いろいろな方々との面識を重ねてこられたと思いますけれども、そういう関川村におられる村民の中でリーダーの資質というような面から見て人材の評価といえますか、そのあたりの考えをこの機会に少しお話しいただければと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 人口規模にもよりますから大きな市町村であればそういう突出したリーダーというものも当然現れてくるわけですから、人口規模の少ないところはそういった意味では少ないのかなと思いますが、問題はそれぞれの方々が資質は持っているけれども村のほうを向いていないという方がおられるんじゃないのかなと。

そういう意味では、コミュニティーなりで村の将来を語り合ったり、この課題を何とかしなければならぬねという、そういう議論の中で、何かやってみようという、やはりそういう動きにならないとなかなかそういう力のある方が結集をできないなと思いますし、そういった方々が成功体験を重ねる中でそれぞれの地域の中での課題に一役買おうかなという、そういう実績がどんどん増えていくのかなと思っています。

村の方々がそのリーダーとしての力がないということではなしに、それが生かされるコミュニティー組織にまだまだなっていないのかなと、そんな印象を持っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほどご答弁いただきましたように、資質のある方はいらっしゃるんだろうけれども、村のほうを、村の施策とか村自体に目が行っていない方もいらっしゃるんじゃないかというお話がございました。

私もリーダーというのはそういう資質を持った方は関川村には大したもん蛇祭りの発足当初からいろいろな方々と接してまいりましたけれども、非常に熱心に地域づくりに取り組んでいらっしゃる方、これからも取り組んでいこうと思っている方々、たくさんおられると思っています。

それで、先ほど近議員の質問のときにご答弁いただきましたけれども、そういう全国的な、私も先ほどの質問内容の中で全国の優良事例が幾つも今ネット等で見ることができます。

それで、関心のある方は恐らく自分でもそういうところは検索したりして全国の取組をいろいろ研究していらっしゃる方もいると思うんですけども、やはり村からそういうコミュニティー連絡協議会とかという場を通じまして、現在の関川村のコミュニティー協議会とはまたちょっとステージが違う組織、もう自分たちで活動資金を稼ぎ出して、そして地域全体を自分たちで運営していくというような、そういう団体は今のところ関川村にはないと思いますけれども、そういう団体の事

例などをもう少し具体的に今村で頑張っているリーダーの方々に伝える努力といたしますか、そういうことに取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、そういう事例紹介、それから提案、ここではこういうことをやっているよと、何年かかかりましたけれども今こういう段階まで来ていますよというような、そういう事例あるいは提案、お宅でもあなたと誰か組めばこういうことできるんじゃないですかというような紹介と提案というような取組を村でやっていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてご見解をお聞かせ願えればと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今議員からもお話ありました様々優良事例があると思いますし、こういう事例を拝見しますと、やはり人なんです。よく若者、ばか者、よそ者と言われますけれども、これに本気を出して真剣になる人が1人いないと、集まってやればいいんじゃないのと言って、そうだよねと、かえって何も進まないという形になりがちです。

様々情報を提供するのはいいいんですが、やはり何かやる気を出すためのその取組というのはどうしたらできるのかなと私も実は思っているんですけれども、そういう意味では私が今考えているのが、コミュニティーとかそれぞれ集落とかに様々な事業をしていただくために予算配分をしていますけれども、ちょっとできるかどうかはこれから検討しますけれども、コミュニティーにある一定のお金を預けて地域課題の解決のためのことを考えてくださいと。何をやれじゃなしに、それ皆さん考えてくださいと。

当然それが来たからといって、その分どこかの宴会の料理の単価が上がったんではどうしようもないですけれども、要はこの感じでちょっといろいろなことをやろうよという部分で、そういうインセンティブを与えることができないのかなと。本当はそういうところになかなか専任が難しい場合にそういう支援する方がおられて回していけばいいのかなと思っているところなんです。

今議員のご指摘のありましたそういう優良事例につきましても、コミュニティーの会議等で情報は提供できるものは提供していきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 今ほどコミュニティーに対してそういうインセンティブを与えるために一定額の補助というようなご答弁いただきました。ぜひ村のほうから、全コミュニティー一斉ということとはなかなか難しいかもしれませんが、モデルコミュニティー組織といたしますか、そういうことでまずコミュニティーにまず委ねてみようかということで一歩前に進めていただければありがたいと思います。

それから、先ほど冒頭の質問でも申し上げたんですが、特に私が思うのは、七ヶ谷地域の方々は観光施設も多く抱えておりますし、また、それがきっかけとなったのでしょうか、いろいろなイベントを一生懸命やられております。

今ある組織をそういう自分たちで運営できるような組織に徐々に発展していけば、例えば村の観光施設、七ヶ谷には大石のオートキャンプ場ですとかダムの湖畔公園ですか、小動物園とか、いろいろな施設がございますけれども、そういうものを徐々に地元の組織、組織ができたらの仮定の話ですけれども、そういうところに委託を、今は自然環境管理公社なんでしょうけれども、そういうところに委託して、その委託料をまた組織の原資にさせていただいてというようなことで考えられないかと思います。

そうすることで、地元の人は地元の施設なんだと、我々が頑張って管理している施設だからということで愛着等も当然湧くでしょうし、あるいは発展していけば工夫して新たにビジネスチャンスといいますか、ちょっとお金を取れる何か方法に発展したりというようなことにもつながるのではないかなと思います。

それで、今七ヶ谷地区を例に挙げましたけれども、そういう村の観光施設を仮定ですけれどもそういう組織、それを受け入れることができるような組織ができてきた場合に、地元で管理を任せていくというような考えについてのご見解をいただければと思うんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 七ヶ谷地区はかなり活発に様々な活動をなさっておりますし、例えば安角小学校を活用してやろうということで、今村と県と地域で一緒になりながらどうやっていくかという検討をもう既に始めていますし、その中ではあそこを利用した地元の漬物をそこで生産して売ろうとか、そういうような動きも出てきていますので、行政の下請ということではなしに、そういった意欲がある方々がそういう施設を活用しながら自分たちの夢を実現していくと。そういう部分について村が支援していきたいと。そういうような考えでいるところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

今ほど安角小を拠点としたそういう取組について、私ちょっと勉強不足で今初めてお聞きしたんですけれども、ぜひ村の支援をしていただきまして、最初の関川村の優良事例になるように支援のほうをお願いできればと思います。

それから、もう1点というか、違う視点からですけれども、最初の冒頭の質問の中にも若干よその事例ということで触れたんですが、各地域、集落には伝統芸能、これもまた大石には獅子舞ですか、村の無形文化財に指定されていると思いますけれども、あと、手前みそといいますか、私は南中集落なんですけれども、南中集落にも三匹獅子という獅子舞とか、あるいは剣の舞というような伝統芸能がございますけれども、いかんせんこういう、皆さん個々に忙しい事態になってきたのもあると思いますし、興味が伝統芸能からまた別なほうに行っているんで、どうしても伝統芸能の維持というのがおろそかになってきて、だんだん踊りですとか、そういうやり方が分かる人が減って

きているというような現状もございます。

この伝統芸能というのが直接ビジネスというか、収入にはつながらないことだとは思いますが、こういう地域のコミュニティーですとか、あるいは新たな組織ができたときにそういう伝統芸能的なものを、集落では無理だけれども、その組織であれば何とかそこが音頭を取って集落の人に声をかけたり、あるいは近隣の集落に声をかけて助けてくれと、何とかこれを続けていきたいんだというようなことも考えられるんじゃないかと思いますけれども、その点についてのお考え、もしあれば村長から一言お伺いしたいんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 先ほども自助、共助、公助と申し上げましたけれども、個人でできないことは家族で、家族でできないことは親戚あるいは集落でというお話でございますけれども、集落でできないものについては集落をまとめているコミュニティーの中でそういった問題も議題に挙げていただいて、そこで取組ができないだろうかと。それがまた難しければ村がどうするかという形で議論は進めていくべきかなと思っていますところです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 分かりました。

先ほど近議員の質問と重複する部分もございましたけれども、現在各集落が行っております森林とか、そういう共有財産、集落が抱える共有財産の維持管理のための刈り払い等の共同作業ですとか、あるいはさいの神をはじめとする行事、イベント等が要は現役世代の高齢化、それから次代、次の代を担う若者の減少によって今後継続していくことができるだろうかという不安を抱えている集落が多くなってきている現状です。

私たちも集落の一員として活動の後の慰労会とかで話をするんですけれども、なかなか皆さん高齢になってきたので、これいつまで続けられるかなというような発言をされる方が非常に増えてまいりました。かといって若い人が次々入ってくればいいんですけれども、なかなか若い人の数も減っているというような現状でございます。

高齢化、人口減少が確実に進行していく中で、新たな地域運営の仕組みを組織づくりの観点から進める必要がある時期に来ているのではないのでしょうか。村が企画立案して、それを各地域の組織に実行に移してもらうというような実働部隊といいますか、村からこういうアイデアの提供があったから我々やってみようというような、すぐ自主的・主体的あるいは機動的、すぐに動けるような組織づくりを中長期の視点で育成、支援していただくことを要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木紀夫です。私からは生活する上で必ず出る様々なごみについての

質問をさせていただきます。

1つ目は、家庭ごみについてです。

近年、ごみ処分が不得手な高齢者世帯が増えてきています。週末などを利用し身内の方などが訪問し片づけ方などをしておりますが、そのときに出たごみをごみ集積所、通称ごみステーションですが、そこへ出したいのですが、ごみ出しは収集日当日の朝と決まっています。特に資源ごみや粗大ごみ、不燃ごみは月に1回ペースであることで不便に思います。

そこで、解決策としてコミュニティー単位で1か所程度通年ごみ出しが可能なごみ収集ハウスを設けるのはいかがでしょうか伺います。

2つ目は、住宅や空き屋がごみであふれているいわゆるごみ屋敷問題です。

景観を損なうことや有害鳥獣の住み着き、においなどの臭害、火災の危険など、近隣住民に不安を与えています。関川村ごみ散乱等防止条例があるものの、金銭的や財産など法的な問題もあり、解決に至らない難しい案件もあります。村は解決に向け今後どのような進め方を考えているか伺います。

3つ目は、新潟県広域最終処分場エコパークについて伺います。

中越地域にはエコパークいずもごきが平成11年から供用を開始しております。現在、上越地域にて新潟県環境保全事業団がエコパーク建設に向け動いています。下越地域も例外ではなく、候補地選定に向けた動きはありますが、県のエコパークの誘致についてどのように考えているか伺います。

最後、4つ目の質問です。

高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみ、先月処分場候補地として北海道の寿都町が名のりを上げました。文献調査2年と概要調査4年の計6年間で最大90億円の交付金が出ます。寿都町の言い分も理解できます。

経済産業省作成の科学的特性マップでは、関川村は候補地として好ましい特性があり、輸送面でも好ましい地域であると記載されております。関川村は候補地として名のりを上げる可能性があるのか否か、村長の所信を伺います。

以上、4つの家庭ごみからゆゆしきごみの問題についてお伺いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問についてお答えをいたします。

まず1点目のコミュニティー単位でのごみ収集ハウスについてでございますが、ごみステーションにつきましては村の条例によりまして地区の村民及び事業者が村長の同意を得た上で設置することができ、ごみステーションの利用者は種別ごとに分別し、指定された日時に排出するとともに、ごみステーションを清潔に保ち、適正管理に努めなければならないとなっております。

このようなことから、現在ごみステーションについては集落で設置し集落で管理していただいて

おり、村では周辺の環境等に配慮し、収集日の当日午前8時までに出していただくようお願いをしているところ です。

コミュニティーでの新たなごみステーションの設置は可能ですが、現在でも利用者の中には分別や出し方のルールが守れない方もおられるため、収集業者から収集されずに残ったごみについて集落で対応するなど苦慮しているとお話もお聞きしておりますので、さらに通年でごみ出し可能なステーションを設置するとなりますと、環境面の問題や排出ルールのさらなる徹底遵守、問題発生時の対応など、コミュニティーでの管理において問題が生じないようにしっかりと検討することが必要だと考えています。

なお、ごみ出しが困難な高齢者等世帯に対する支え合いや支援は今後ますます必要となってくると思いますので、まずはその実態把握に努めたいと思っているところでございます。

次に、いわゆるごみ屋敷についてでございますが、鈴木議員がおっしゃるとおり、現在の関川村ごみ散乱等防止条例では屋敷内のごみ対策を想定しておらず、実効性は薄い条例であると思います。

幾つかの自治体では既存の廃棄物処理に関する条例あるいは生活環境や環境美化に関する条例を一部改正し、ごみ屋敷問題に対応しようとする動きがあります。しかし、ほとんどの自治体では居住者等に対して住宅の適正な維持管理を行政指導することや、さらに命令する法的権限がありながら、本人に改善の意思がない場合には具体的な改善につながらないことから、その権限を行使していないというのが実情であります。

村では宅地の環境美化について要請するだけではいわゆるごみ屋敷が改善しないということから、所有者了解の下、村の職員等を動員して敷地内のごみなどの整理を直接行いましたが、整理された状況は長続きせず、現在ではごみなどがまた散乱している状況に戻っています。

抜本的な解決策がない中で大変に苦労しているところでありますので、他の自治体の取組を注視しますとともに、所有者に対しては敷地内の美化推進について具体的なアクションを起こすよう粘り強く要請をしていきたいと考えているところです。

次に、県広域最終処分場エコパークについてでございます。

県では、県の上位計画である新潟県総合計画及び廃棄物処理に係る法定計画である新潟県資源循環型社会推進計画において、公共関与による産業廃棄物広域最終処分場を上中下越地区において整備する方針としております。

県では産業廃棄物の処理は排出事業者責任が原則であるため、民間による整備の動きがあればこれを尊重するとしながらも、民間による整備が進んでいないことから、これを補完する公共関与による処理場を中越地区に整備してきましたが、引き続き上越、下越においても取組を進めることとしております。

下越地区では下越地区産業廃棄物広域処理対策推進協議会で先進地視察や研修会を実施すると

もに、14の市町村と県で構成する公共部会において候補地選定方針等を検討し、令和元年度に検討結果を報告をしております。その報告では、候補地の選定方法の考え方として、コンサルタントによる抽出作業や有識者による第三者委員会の設立等を検討し、公平かつ迅速な選定がなされることが望ましいことや、住民同意形成手法の在り方として、市町村と連携が不可欠であるとともに、周辺住民の理解を得るためにも積極的な地域還元措置や一般廃棄物処理場との併用等を検討すべきであるなどとまとめられております。

村としましては、今後も当協議会の構成員として、ごみ処理委託を行っております村上市とも調整しながら、広域最終処分場の整備に協力をしてまいることとしております。

4点目の高レベル放射性物質、いわゆる核のごみの最終処分についてでございます。

国の方針では、処分場候補の自治体が決まれば文献調査、概要調査、精密調査と、合計20年ほどかけて地震リスクや地盤などを調べ建設の可否を判断するとしております。

国では平成29年7月には地域の地下環境等の科学的特性を全国地図に示した科学的特性マップを公表しております。このマップの考え方は、まず好ましくない範囲を示し、それ以外を好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高い地域としており、議員ご指摘のとおり村内全域がこのエリアに含まれております。さらに、沿岸から20キロ程度を目安として輸送面でも好ましい地域に村内の一部が入っております。このマップが公表されました当時、新聞報道があったかは承知しており、村の職員が説明会に出席をしているということでございます。

しかしながら、村が核のごみの処分候補地として名のりを上げる考えはなく、新潟県知事の方針を見ましても現実的なお話ではないかと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、1点ずつ再質問のほうをさせていただきます。

まず、コミュニティー単位のごみハウスについてですが、今やはり少子高齢化というものが徐々に進行していきまして、高齢者世帯の家庭というものが増えてきております。今、家庭にあるごみの仕分けの方法、ごみ出しの方法について1枚のビラでなっておりますが、とてもあれでは分けできないんじゃないかと思えます。できましたら何かもっと細かく冊子か何かで示したようなやり方、他市町村でやっているようなやり方はできないかどうか、お伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 今ほどのご質問でございますけれども、昨年の春にそのごみ出しのポスターと言えはよろしいでしょうか、1枚の紙で全戸配布をさせていただいております。こちらのほうを基本といたしまして、今ほど鈴木議員がおっしゃられるようなまた詳細のものについて、また必要の度合いを見ながら整備等を考えていきたいと思っておりますが、あまり細かくし過ぎると逆に高齢者に分かりにくいという場合もありますので、ほかの市町村の例なども見ながら必要に

応じての整備ということで進めたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、回答のほうでは現状把握に努めたいということでしたが、今後そういうハウスを造るといような、実は総務省とかなんかでもそういった補助事業というものもあるように聞いておりますので、今後やっていく考えはあるかどうかをお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 先ほど村長の答弁にもありましたように、造った後の管理というのが非常に重要になってくると思いますので、そのあたりが解決できるようであれば村としてもコミュニティなど設置する組織に対して支援なども考えられるかと思います。

どうしてもルールですとか、そのあたり、現在集落、また集落の中でも隣組単位くらいで収集所を設けているわけですが、その規模であってもなかなか守れないで集落の人が困っているという事柄も聞いておりますので、なかなかそのあたり解決するのは難しいのではないかと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ごみ収集ハウスなんですけれども、全国見ますと何か所か取り組んでいる自治体がございます。ただ、ほとんどが失敗しております。やはり、ごみの出し方の問題やら管理の問題で随分問題になっていると。

ただ、成功している自治体もございまして、その成功事例を見ますと、今答弁にもありましており地域の管理できちっとされていると、行政の管理ではなくその使う人の地域の住民できちっと管理されているということで、それは今のごみ出しステーションにもつながることなんですが、そういう徹底もさせるような方向でお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） いずれにしても、そういった地域の管理というところでございますので、村でもそういった管理徹底するよう、先ほどのごみの出し方のポスターですとか、そういったところで取り組んでまいりますし、そういったニーズあるいは地域の考えがまとまれば先ほど申しましたように村としても支援、協力などはしていけると思います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今のお話ですが、具体的にどういう状況になっているのか、様々な地域での状況もあると思いますし、私は基本的には1か月に一度出せばいいんじゃないかと思いますが、大変管理が面倒になるけれども、それでもやりたいというお話なのか、またそういうコミュニティから意見があれば、それは十分お話を聞いた上で今後どうするか考えていきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 前向きな答弁、安堵しております。

あともう1つ。今、近隣のスーパーではスーパーの玄関の風除室のところに資源ごみを出すスペースを設けておりますが、あれは自治体はそのスーパーにお願いしてやっているというふうに聞いておりますが、村内でもそういったスーパー、商店にそういったものを設置するような方向は考えはございますか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 今のところそういった、逆にスーパーと言えばよろしいでしょうか、協力をいただけるというようなご相談もいただいておりますし、村からどこかに働きかけてそういったことを設置してもらうというようなところも考えはございません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、ごみ屋敷のほうについての再質問をさせていただきます。

現条例ではとても対処できない条例になっているということですが、それについて議会も法律の範囲内ではありますが、条例の改廃権を有しておりますので、現状に合った形の条例にできないか検討していかなければならないと思うんですが、今後そういった条例の改正など理事者側のほうで考えているかどうか、お答え願います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 条例そのものを改正するということになりますと、もう既に東京都がやっていますし京都もやっていますし、様々やっていますので、条例案をつくることはそう難しいことではないんです。

ただ、条例をやって成果を出さなければ条例の意味があまりないなと思っております。条例案をのぞいてみますと不良な生活環境をどう改善していくのかというときに、ある条例を見ますとそのための支援というのが1つの柱で、もう1つは措置ということになっています。1つは、支援というのはきれいにできない、例えば障害を持っているとか、そういう人たちに支援をする場合に、その障害者の方が同意をして村が支援をしたりきれいにしたりするという、それを根拠づけるための条例でありまして、もう一方で措置となりますと要はきれいにしなさいという勧告をしたり命令をして、命令を聞かなければ例えば名前を公表する、名前を公表してもだめなら最悪は行政代執行という、そういう強制力を持たせるための条例という、そういう二面の側面があります。

果たして現行の実態を考えましたときに、命令をしてきれいになるかということ、必ずしもそういうふうにはならないと。代執行となりますと、ごみなのか財産なのかということも問題になりますし、法的強制力を持って所有物を、要は所有権の問題もありますから、基本的な周辺住民の生活環境が著しく阻害されているという状況じゃなければ強制執行できない形になると思います。

現状を想像してしまして、確かにきれいではありませんけれども、敷地内に置いているのがごみなのか財産なのか、近隣を著しく環境を侵しているかというところはなかなか難しいところがありまして、いずれの条文を使ってもなかなか現実には難しいというのが実態でございまして、そういったものが解決の方向性が見えない中でただ条例を改正するというのはどうなのかなと思っています。

今、解決策としては、これよく言われているのが本人がそういう意思がなければ何ぼきれいにしてもまた汚くなると。今回もそうでしたけれども、行政がどんどんきれいにしてもすぐまた汚くなってくるという、そういう形になるんで、その方が本気できれいにしなければならないなと思ってもらうように働きかけをして、その生活行動を改善してもらわない限りなかなか難しいということなんで、そういった方面からこれからもアプローチするのがまず第一かなと考えているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 大変難しい問題であることは理解いたしました。

私の質問のほうではこのごみ屋敷、今住居されているごみ屋敷もございしますが、今空き家となっている、今空き家バンクなどというふうに村は取り組んでいることもあるんですけども、その空き家についてのごみ屋敷、近年年に一、二件あるといったことで聞いておりますけれども、近年それについての対処、こういった対処をされたのかお聞きしたいのですが。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 空き家のごみの対応につきましても、村としましては居住者がいる場合と同様でございまして、例えば誰からそんな苦情が来たんだとか、そういうものが先方に所有者に伝わったりすると住民トラブルの基にもなりますので、そういったところを配慮しながら所有者のほうへ片づけてもらえないかというような要請をしたりとか、そのようなところで対応している状況でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、お願いという形でよろしかったでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） そうです。先ほど来の条例からすると強制力を持った行動はできないものですから、あくまでもお願いというような、そのような形になります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、3番目のエコパークについてお伺いします。

現在、エコパークのいずれもごみが平成11年から供用しているということですが、調査不足もあるんで細かい部分の問題というのはちょっと分からないんですけども、大きな問題についてはないということで聞いております。

先ほどの答弁にもございましたけれども、今最終処分場の選定、協議会というものに参加しなが

ら協議を進めているというふうなことだったんですけども、今この下越にこれを誘致しようというような動きはあるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（渡邊浩一君） 先ほどの村長の答弁にもありましたように、この下越地区でどこか候補地を選定して整備していかなければならないということで、協議会のほうでは検討を進めているというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） このいずもぎきにつきましても地域還元措置というものが非常に魅力的なものでございまして、これのいずもぎきについてはその受皿団体が地元の企業で立ち上げて、それで運営していると、地元の雇用もできているというようなことですし、また、汚れた水なんかも出るようですけれども、それも川よりもきれいな状態にして水質をよくして出すというようなことで、公害と言われるようなところまでは出ていないというふうに聞いております。これは非常にこれを持ってくると雇用、また県への要望等もいろいろな面で有利な面が出ると思うんですが、今後関川村に候補地として名のりを上げるようなことは考えはありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 県の計画では下越、中越、上越、それぞれ1つ造るということで、だいぶ前から上越は働きかけをしておりましたけれども、住民の反対でなかなか進んでいないというのが現状です。

産業廃棄物もそうですけれども、造るのは造って、出すのはうちは嫌だというのは多分私は無責任だと思っていて、それはどこかが受けなければならないものだとは思っております。下越においてもそういう意味ではエコパークが必要なんだろうなという考えは私自身が持っております。

まだ先ほどもお話ししましたように候補地の選定が始まっていない状況なんですけど、仮に関川村に適地があるのだろうかということを考えますと、私が見る限りなかなか適地があるというような感じはいたしません。ただ、それはコンサルとかが入ってこの辺が適地とまた報告があるかもしれませんが、私はそう思っていないところです。

もし仮にそういう適地が関川にあるということになれば、これは住民の意向もありますけれども、何も議論せずに拒否するという立場には私はありません。出雲崎のエコパークも視察も参りましたし、出雲崎の町長とも話をしておりますが、環境面では万全を期していると。かなり金をかけてやっていて、そういう意味では技術的にはそういう問題はないかなと私は思っているところです。

したがって、そういった議論もせずに拒否するという考えじゃなしに、もしそういう適地があれば協力をできるものは協力をしなければならないという立場におります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、4点目の高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみ最終処分についてですが、今議論もせずという答弁もございましたけれども、これもまたちょっとニュアンスが違ってくると思うんですけれども、10年ほど前に関川村でもこれについて民間レベルの勉強会というものが開かれまして、これについて誘致を考えていきましょうというようなことが民間レベルでありました。

それについてその当時村長であった平田村長に質問がそのときあったと思うんですけれども、そのときは平田村長もこういったごみは受けませんというような答弁をされていました。確かにこれを受けると言ったらもう大変なことになることはもう目に見えて分かるわけですが、今後住民レベルでそういったものが討論されてきた場合、村長としては住民の意向に従って検討はされますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、そういう住民がこれを誘致しようという話があることは聞いてはおりません。ただ、県知事もそれぞれエネルギーのために原子力の関係、全国で分担しながらやっているわけです。関川村だけじゃないですが、新潟県においては柏崎刈羽でのそういう分担をしている中で、県民感情として許されないだろうという話がありました。そういう意味では、私は単独でそういう話があっても受けますという判断には至らないと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

たしかこのNUMOについてなんですけれども、全国各地で名のりを上げた自治体がございます。ただ、やはり今答弁にもあったとおり県知事の反対、また近隣自治体の反対、また、一番最近では東洋町というのが有名なんですけれども、住民を二分にして討論したと。もう抗争にまでなるくらい、当然まだ今でも傷が癒えないような状況にあるというふうに聞いております。

やはりそういったところは私自身も望むところではございませんので、これはやはり寿都町も過疎を取るか核を取るかというようなインタビューがございましたけれども、まさにコロナの影響で今後財源もなくなる、景気も低迷する、補助金もなくなるということの中でこの90億円というのは非常に魅力があるんだというのは、私もその考えは理解しております。

今後の問題については北海道のほうでどういうふうになっていくか分かりませんが、見守っていききたいとは思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

2時25分まで休憩します。

午後2時09分 休 憩

午後２時２５分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第５、報告第８号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第５、報告第８号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第８号は、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

この報告は、法律の規定に基づきまして、村の財政の健全化判断比率と資金不足比率について監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。いずれの比率も国で定めております基準を下回っており、そういう点では、村の財政はおおむね健全性を確保しているものと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊秀雄君） 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については事前に配付されていきますので、朗読は省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第６、認定第１号 令和元年度関川村各会計の決算認定について

日程第７、認定第２号 令和元年度関川村水道事業会計の決算認定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第６、認定第１号 令和元年度関川村各会計の決算認定について及び日程第７、認定第２号 令和元年度関川村水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

村長の説明を求めます。

なお、詳細はこれから設置する令和元年度決算審査特別委員会において説明をお願いします。

村長。

○村長（加藤 弘君） 認定第１号及び認定第２号は、令和元年度決算の認定についてでございます。

令和元年度の一般会計と９つの特別会計の決算につきましては、５月末をもって出納閉鎖し、会計管理者におきまして決算書が調製され、村長に提出されました。また、公営企業の水道事業会計

につきましても3月末をもって決算書の調製をしております。

提出された決算書について監査委員に対し監査の実施を要請し、このほどその意見が提出されました。決算書にその監査委員の意見書を添付し、また法令の定めるところによりまして主要な施策の成果を説明する書類を添えて議会の認定に付するものであります。

慎重審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） これで村長の説明を終わります。

決算審査意見書については事前に配付されていますので、朗読を省略します。

ただいま議題となっています認定第1号及び認定第2号については、8人の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、8人の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

資料を配付するため、しばらく休憩します。

午後2時28分 休 憩

午後2時29分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。令和元年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました令和元年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後2時29分 休 憩

午後2時38分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、議案第51号 村道路線の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、議案第51号 村道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第51号は、村道路線の変更についてでございます。これは、道の駅周辺整備事業に伴い変更するものでございます。

詳細について建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） 議案第51号 村道路線の変更について説明させていただきます。

位置図をご覧ください。

今年度予定しております道の駅周辺整備事業によりゆ〜む脇より関川小学校までの村道両関四ヶ字郷86号線の起点箇所を変更するものです。これにより路線延長が62.4メートル縮小し、路線延長は100.8メートルとなります。

以上で、村道路線の変更について説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） せんだっての道の駅周辺整備で説明受けた駐車場の関係だと思うんですが、拡幅によって、の〜むの駐車場への乗り口、その辺の関係と、あと、今、駐車場がこの道路の……

○議長（渡邊秀雄君） 小澤さん、1問にして。

○5番（小澤 仁君） 1問なんですよ。1つなんですよ。乗り入れのところまでが駐車場になるという捉え方でいいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

今回、この道路につきましては、園内道路にすることによって財源措置、過疎債等の措置をもらうためにこのようにさせていただいております。

この駐車場については、埋立て等についてもきちんと考えておりまして、乗り入れについては十分確保できるという形でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第52号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第52号 令和2年度関川村一般会計補正予算（第6号）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました各種事業費や国のGIGAスクール構想に基づいた関川中学校の環境整備事業費などを追加補正するものでございます。

6 款の商工労働費に計上しております健康増進施設建設工事につきましては、健康の拠点づくりとして整備するものでございます。村長就任当時から、高齢者がいきいきとしている村、そのためには健康づくりと生きがいづくりが大事であるということを申し上げておりました。運動不足の現代社会において、適度な運動を気軽に継続できる環境をつくるのが健康づくりにとって大事なことでございます。この健康増進施設では、若者から高齢者までが利用できるフィットネスクラブの機能と介護予防をはじめ様々な運動教室が開催できる場としての機能を有し、ゆ〜むと連携を図るなどソフト面においても充実を図ってまいります。この事業は、ゆ〜むの換気機能付きの空調設備への改修事業と併せまして、ゆ〜むやど〜むのトレーニングルームの密対策としての役割を担うことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしまして実施するものであります。

補正予算の詳細につきましては総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、第6号となりました補正予算につきまして説明をさせていただきます。

予算総額に2億9,300万円を追加いたしまして、予算総額を56億9,680万円とするというものでございます。

まず、歳出の13ページから説明をさせていただきます。13ページ、歳出でございます。

2 款総務費 1 項総務管理費。まず初めに、職員給与の関係が増減出てまいります。9月1日付で

人事異動が一部ございました。関係する予算、総務費、商工労働費、教育費、それぞれで出てまいります。ただ、異動ですので、金額の全体としての増減はございません。

そして、1目の一般管理費でございます。12節委託料、情報システム管理費ということでございますけれども、マイナンバー関連で、国への接続の準備を行う委託でございます。33万5,000円。

2目の文書広報費。需用費といたしまして戸別受信機の修繕料として60万円。

7目の地域振興費12節委託料でございます。ふるさと納税の返礼品のパンフレット用の写真の撮影業務委託でございますして30万円。

18節の補助金につきましては、むらづくり総合推進事業費補助金ということで20万円。中身は、霧出地区で2年前ぐらいに住民アンケートを行いました。そのダイジェスト版を住民用に作成するということで補助金を準備するというものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費でございます。12節の委託料ですが、デジタル手続法の対応に伴いますシステム改修の委託で66万円。13節の使用料は、このシステム改修に伴いまして必要となるシステムの使用料ということで12万2,000円でございます。

3款の民生費1項社会福祉費でございます。22節で国への精算返還金があります。プレミアム付商品券の助成事業の関係で4,000円でございます。

なお、この後も各所に国あるいは県への過年度の精算の返還金というものが出てまいります。これは事業の確定に伴います返還金でございますして、印字されているとおりでございますので、その部分に関しましては、説明を省略させていただきたいというふうに思います。

15ページをお願いいたします。

4目心身障害者福祉費でございます。12節委託料、令和3年に報酬の改定がございます。その関係で自立支援給付システムを改修するというところで165万円。

それから、2項の児童福祉費1目の児童措置費でございます。

まず、10節需用費で消耗品費、修繕料を計上させていただきました。

12節の委託料に関しましては、児童館一般開放に伴いまして、シルバー人材等への管理委託ということで32万円。

13節は、児童館に設置いたしますAEDのリース料3万1,000円でございます。

17節の備品購入費は、学童保育所に空気清浄機を設置するというところで40万円でございます。

2目の保育園管理費。消耗品費で142万5,000円。コロナウイルス感染症対応の消毒液などの購入でございます。

17ページにまいります。

14節の工事請負費で560万円。これは、下関保育園と大島保育園の遊戯室に換気機能付きのエアコンを設置するという工事でございます。

17節の備品購入費につきましては、大島保育園と下関保育園の各園児の部屋に空気清浄機を設置するということで135万円でございます。

なお、この14節のエアコンの工事と備品購入につきましては、国のコロナ対策の交付金を活用するというでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費でございますが、12節の委託料、これは子宮がん検診のガイドラインの変更に対応いたしまして健診業務の電算委託を行うものです。57万2,000円。

4 目の母子衛生費、消耗品費で22万円計上してございます。

5 目の環境衛生費に関しましては、白山平霊園ですけれども、その維持補修費ということで22万円を計上してございます。

19ページです。

2 項清掃費、印刷製本ということで指定のごみ袋、大のサイズですけれども、在庫がなくなる見込みということで453万8,000円でございます。

5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費ですけれども、委託料といたしまして330万円。これは農林業の総合支援システムというのがございますけれども、ここに経営所得等の電子申請機能を追加するというものでございまして、システム構築委託料として計上するものでございます。なお、これも国のコロナ対策の交付金を活用するというでございます。

6 目国土調査事業費に関しましては、現在、国土調査、金丸入っておりますけれども、積算単価の上昇があったということで、予算が不足する関係で333万円を補正するというものでございます。

2 項林業費 2 目林業振興費でございます。修繕料で100万円。8月16日に大雨がございました。林道山田川線の災害復旧の関係でございます。

6 款商工労働費 1 項商工観光費 5 目施設整備費でございます。これは次のページにまたがっておりますので、21ページをご覧くださいと思います。

まず14節工事請負費ですが、先ほど村長から説明がありましたとおり、ゆ〜む脇に健康増進施設を建設いたします。それから、ゆ〜むの空調設備の改修。これは換気機能付きの空調に改修するというもので、2つ合わせて1億8,500万円の計上でございます。

その上の段の12節委託料ですけれども、まず、地質調査等委託料ということで、健康増進施設を建設する場所の地盤調査を行います。240万円。それから、設計施工監理業務委託ということで1,320万円でございます。

これら12節と14節に関しましては、国のコロナ対応の交付金を活用いたしますし、不足する分は商工観光の基金を活用するというでございます。

それから、7 款土木費 4 項下水道費 1 目下水道費でございます。18節の補助金、大規模修繕に対応するために下水道事業会計に補助金を出します。430万円。

5 項住宅費でございます。18 節の負担金と補助金ですけれども、配水管布設工事負担金ということで簡易水道会計への負担でございます。350 万円。それから、補助金に関しましては、住宅リフォームの補助を20%に上乗せをして今現在行っております。その予算が好評につきまして予算不足ということで300 万円上乗せをいたすということでございます。なお、これに関しましては、国のコロナ対策の交付金を活用するということでございます。

それから、8 款消防費 1 項消防費でございます。14 節工事請負費でございます。防火水槽の工事、平内新、行っておりますけれども、関連工事が一部必要になったということで250 万円を追加で補正するというものでございます。

23 ページ。

9 款教育費 1 項教育総務費でございます。3 目教育振興費でございます。12 節委託料。G I G A スクールのサポーター配置業務委託料ということで350 万円。小中学校の教職員をサポートするという業務委託でございます。

4 目スクールバス運行事業費。これに関しましては、田麦千刈のスクールバスの関係でございます。デマンド交通の開始に伴いまして委託内容が変わりました。車両の維持管理を含んだ契約に変更する関係上、予算が不足するということで142 万5,000 円を追加するというものでございます。

2 項小学校費、学校管理費でございます。

まず、1 節の報酬でございます。コロナの影響の緩和のために補習授業を行うということで、会計年度任用職員の報酬で21 万2,000 円でございます。関連して旅費で3 万3,000 円です。それから、キャリア教育のモデル事業に取り組んでいるということで消耗品費で17 万円。

それから、17 節の備品購入費で、学校の畑用にミニ耕運機を購入するということで11 万円でございます。

13 節の使用料及び賃借料でございますけれども、これは I C T 教育のパソコン類のリースでございます。7 月末で契約が切れまして、この後、G I G A スクールでパソコン類整備されるわけですが、それまでのつなぎのリースということで137 万3,000 円を計上するというものでございます。

それから、17 節の備品購入費でバックアップ用とありますのは教職員用のパソコンでありまして、ハードディスクの購入ということで22 万5,000 円でございます。

25 ページをお願いします。

3 項中学校費でございます。1 節の報酬と 7 節の報償費180 万5,000 円に関しましては、組替えの予算でございます。部活動指導員の要領が改正された関係で、国の補助対象とするために予算の組替えを行うということでございます。

それから、中学校が令和 2 年、3 年、人権教育研究の指定校に指定されているということで活動

を行います。諸謝金として3万8,000円。それから、講師の旅費ということで8万3,000円。それから、消耗品で15万3,000円と計上してございます。

12節の委託料と17節の備品購入費に関しましては、GIGAスクールの関係でございます。ネットワーク整備業務委託料で600万円。ICTの機器等の購入で2,016万5,000円でございます。

なお、これらにつきましても国のコロナ対策の交付金を一部充てるということになってございます。26ページ。

4項社会教育費でございます。1目の社会教育総務費1節の報酬につきましては、教育課の業務のために9月1日から会計年度任用職員をお願いしております。報酬で88万円。それから、旅費で2万円でございます。

2目社会教育施設費に関しましては、ふるさと会館の修繕ということで100万円でございます。27ページでございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費。印刷製本ですけれども、ど〜むのトレーニングルームの回数券、定期券、これがなくなるということで10万円。

それから、12節の委託料に関しましては、スポーツ公園ですけれども、7月28日の大雨の際に、トイレあるいは用具の倉庫、バックネットなど撤去いたしました。そしてまた設置したわけでありますけれども、その関係の委託料で49万円でございます。

10款災害復旧費でございますが、これは8月16日、お盆の豪雨災害の関係でございまして、幾地の田んぼが5か所ほど被害に遭ったということで、測量調査で300万円、災害復旧の工事で500万円、それぞれ計上してございます。

続いて7ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為でございますけれども、下関跨線橋の補修工事を来年度行います。その関係でJR東日本旅客鉄道株式会社と協定によりまして債務負担をお願いするというものでございます。この下関跨線橋というのは、中学校に行く坂、あそこを通っていくのが上関跨線橋ですし、その下側というか、下流側、役場の裏側、そちらが下関跨線橋ということでこの場所でございます。

それから、第3表で地方債補正をお願いいたします。

まず1つが、中学校のネットワーク整備の事業の関係で250万円増やすということでございます。こちらのほうは、交付税算入率は約60%ということになります。

それから臨時財政対策債、こちらでも250万円増やすということで、こちらは金額の確定によるものでございます。こちらは100%の交付税算入ということになります。

8ページからは歳入でございます。

9款地方特例交付金、額が確定いたしました。331万2,000円の増ということでございます。

12款分担金及び負担金でございます。幾地田んぼの災害復旧に関しまして、工事と測量費の受益

者負担を求める分ということで170万円です。

14款国庫補助金2項国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで1億5,475万円を充当するということでございます。第5弾の対応ということになります。歳出で中身を申し上げましたけれども、もう一度申し上げますと、保育園のエアコン、空気清浄機、それから、農業の行政システムの導入、住宅リフォーム20%補助の追加、GIGAスクールの関係、そして、健康拠点づくりの整備とゆ〜むの空調の関係でございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

2目民生費国庫補助金、社会福祉費国庫補助金でございます。システム改修の関係で71万7,000円。それから、その下、児童福祉費国庫補助金でございます。子ども子育て支援交付金、これは国の補助金と県の補助金もありますけれども、いずれも民生費に計上いたしました各種事業に活用するというものでございます。それから、その下、保育対策総合支援事業費国庫補助金27万円。これは保育園のコロナ対策の消耗品などに充当するというものでございます。

それから、7目の教育費国庫補助金でございます。GIGAスクールの関係で258万円と579万1,000円。それから、学校保健特別対策事業費国庫補助金47万4,000円。これは学校のコロナ対策の消耗品などに充当するというものでございます。

それから、15款県支出金2項県補助金でございます。民生費県補助金で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金ということで180万円。学童保育の空気清浄機などの整備に充てるものでございます。

それから、4目農林水産業費県補助金。国土調査の補助金ということで186万円でございます。

7目の教育費県補助金。キャリア教育のモデル事業の補助で13万8,000円。児童生徒学習支援、補習授業の関係で12万2,000円。

8目災害復旧県補助金。幾地の田んぼの関係で250万円。

それから、3項委託金、教育費委託金で中学校の関係です。人権教育研究推進事業県委託金27万4,000円。

それから、18款繰入金に関しましては、基金繰入金で商工観光振興対策基金7,560万円を繰り入れるというものでございます。ゆ〜む協の施設と空調の関係でございます。

11ページにまいりまして、2項他会計繰入金。介護保険特別会計繰入金ということで、過年度の精算繰入れです。425万円。

19款繰越金に関しましては1,563万2,000円を計上いたしました。

20款諸収入、雑入です。後期高齢者療養給付費負担金過年度精算で1,068万7,000円、ふれあいど〜むの管理費過年度精算で114万2,000円、社会教育施設管理費過年度精算で122万円でございます。

それから、21款村債でございます。教育債で250万円、臨時財政対策債で250万円。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 19ページをお願いします。農林水産業費の3目農業振興費で電子申請システム構築委託料330万円。先ほど課長からの説明で、相互支援システムというようなご説明でしたが、申請システムと名前がついているんですけれども、何か農家個々にメリットがあるのか、それとも、役場の中での運用の機器なのか、教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問の件でございます。それぞれの農家さんにどのようなメリットがあるかというようなご質問ということなのですが、現段階では、毎年春先に農家さんからご提出をいただいております経営所得安定対策交付金の申請書、営農計画書などの申請を、インターネット上にサイトを設けまして、そこから申請できるような形で今考えております。ただ、一部まだ印鑑を押したものでないと駄目だというような書類もございますので、完全な電子申請まではたどり着けないんですが、その前段階としての基礎となるようなシステムを考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 8ページ、歳入のほうなんですけれども、14款1目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これの使い道が保育園のエアコンとリフォームの補助金と、あとちょっと聞き取れなかったんですけど、もう一回お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは申し上げます。

まず、保育園のエアコンと空気清浄機、それから、今ほど伊藤議員から質問あった農業行政システムの導入、それから、住宅リフォームの20%補助の追加分、そして、GIGAスクールの関係でも一部使わせていただきます。それから、健康拠点づくりとゆ〜むの空調の改修でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 26ページをお願いします。社会教育施設費、説明の10社会教育施設費、修繕料の100万円。ふるさと会館というふうに聞こえたんですけども、もう一度説明お願いしていいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今、総務政策課長のほうでふるさと会館と申し上げましたけれども、ふれあい自然の家、旧学校ですね。ふれあい自然の家関係の土沢、安角、ふるさと会館も九ヶ谷地区で一部修繕もありましたので、そういったもので予算が不足しましたので増額補正をお願いしたところであります。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 私は27ページ、農地農業用施設災害復旧費。個人負担が170万円、かなりの額ですけれども、どういう災害だったんですか。田んぼのほう、それとも農業用施設。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、農地でございます。なので、補助率は50%、基本補助率では今のところ考えております。

今後、耕作者数ですとかそういったもので補助率の増嵩等も考えられるんですが、今分はそれが確定するまでの間、基本補助率ということで、地元負担が高いような書きぶりになっておりますが、適宜そういったようなことで、高率の補助を目指していくところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第53号 令和元年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、議案第53号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第53号は、令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。これは、この後、議案第54号でご提案いたします関川診療所特別会計で行う事業の財源として、県の交付金を受け入れるための補正予算でございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第53号 令和2年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

既定の予算に歳入歳出それぞれ145万円を追加いたしまして、総額を5億9,845万円とするものがあります。

205ページをお開きください。

歳入。4款県支出金1項2目緊急包括支援交付金でございます。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のために診療所会計が実施する事業に対しまして、県から補助金を収入するものでございます。

1番、緊急包括支援（医療分）県交付金100万円。2番、緊急包括支援交付金（慰労分）県交付金でございます。慰労分につきましては、医療機関に勤務する医療従事者や職員に対する慰労金として交付されるものでございます。

206ページの3、歳出。6款諸支出金2項1目27節の繰出金によりまして、診療所会計へ繰り出すものでございます。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

それでは、3時25分まで休憩いたします。

午後3時15分 休 憩

午後3時25分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第54号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第11、議案第54号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第54号は、令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のための備品購入及び医療従事者に対する慰労金の交付のための追加補正でございます。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第54号 令和2年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加いたしまして、総額を8,050万円とするものでございます。

305ページをお開きください。

歳出。1款施設費1項1目一般管理費でございます。需用費、消耗品につきましては、手指消毒用のアルコールなどでございます。

11節役務費、手数料につきましては、医師、看護師、職員の白衣のクリーニング代などがございます。

17節備品購入費につきましては、空気清浄機を予定しております。診察室、処置室、点滴室など5台を予定しております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、医療従事者職員慰労金ということで1人5万円掛ける9人分を計上してございます。これは、国の政策でありまして、医療機関に勤務する医療従事者や職員等に対しまして慰労金が給付されるものでございます。対象者は、令和2年2月29日から6月30日までの間に10日間以上勤務した者が対象となっております。

続きまして、304ページをお開きください。

財源といたしまして、4款繰入金2項1目事業勘定繰入金でございます。国保会計から繰入れと

いたしまして145万円、それから、5款繰越金1項1目繰越金ということで、前年度繰越金55万円を財源とするものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第55号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、議案第55号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第55号 令和2年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で
ございます。これは、介護給付費等の国県支出金等の過年度精算を行うための追加補正でございま
す。

詳細は健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第55号について説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,540万円を追加いたしまして、総額を10億3,850万円とするものでございます。

404ページをお開きください。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金と 2 目の地域支援事業支援交付金についてでございます。令和元年度の決算に伴います精算によるものでございます。

405ページをお開きください。

歳出。6 款諸支出金 1 項 1 目の償還金でございます。22 節償還金利子及び割引料ということで、介護保険の過年度分の返還金ということで2,115万円を計上してございます。主なものとしましては、給付費に係る国への返還分1,140万円ほど、それから、給付費に係る県への返還分780万円ほどとなっております。

2 項繰出金につきましては、一般会計への精算でございます。425万円を計上いたしました。

財源といたしましては、404ページへ戻りますけれども、8 款繰越金2,290万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第56号 令和2年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第56号 令和2年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第56号は、令和2年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。これは、修繕費の増額補正をお願いするものでございます。

詳細については建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、801ページをご覧ください。

議案第56号 令和2年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

初めに、収益的収入及び支出。第2条 令和2年度関川村の下水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

既決予算の収入、支出にそれぞれ430万円を増額計上させていただきました。

803ページをご覧ください。

初めに収入ですが、1款2項2目他会計補助金でございますが、一般会計補助金として430万円を増額計上させていただきました。

次に支出ですが、1款1項1目管渠費でございますが、修繕費の増額に伴い430万円を追加計上させていただきました。内容としては、マンホールポンプの分解整備、俗に言うオーバーホールが主な支出予算です。

続きまして、802ページをご覧ください。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,006万1,000円は引継金4,505万5,000円及び損益勘定留保資金8,500万6,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

既決予算の支出に350万円を増額計上させていただきました。

804ページをご覧ください。

内訳としまして、支出の1款1項1目管路施設建設改良費の修繕費として100万円、2目処理場建設改良費の修繕費として250万円の合計350万円を増額計上させていただきました。こちらについては、管路施設建設改良費として緊急時の対応分として既決予算の支出をしてしまいましたので、100万円を計上いたします。また、処理場建設改良費の修繕費ですが、こちらは、せきかわ浄化センターの処理水供給ポンプ取替え修繕分として200万円、その他緊急時対応分として50万円の計250万円を計上するものです。

以上で関川村下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第57号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第57号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第57号は、令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。これは、下関地内配水管布設工事に伴う増額補正をお願いするものでございます。

詳細については建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（渡邊隆久君） それでは、901ページをご覧ください。

議案第57号 令和2年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

初めに、収益的収入及び支出。第2条 令和2年度関川村の簡易水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

既決予算の収入、支出にそれぞれ350万円を増額計上させていただきました。

903ページをご覧ください。

初めに収入でございます。1款1項2目受託工事収益でございますが、今ほど村長から説明のありました下関地内配水管布設工事分として350万円を計上させていただきました。

次に支出でございます。1款1項3目受託工事費でございますが、収入で説明させていただきました

した下関地内配水管布設工事分として350万円を計上させていただきました。内容としましては、下関保育園のグランド脇西側道路ですが、そちらのほうに管径50ミリの塩ビ管を布設する予定としております。

続きまして、902ページをご覧ください。

企業債ですが、第3条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものです。

簡易水道事業債の起債限度額を、補正前7,300万円を補正後1億1,670万円に変更するものです。これは、当初、辺地債を予定したものを全て簡易水道事業債とし、また、過疎債の一部についても簡易水道事業債とするものです。

以上で関川村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午後3時39分 休 憩

午後3時40分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。ただいま村長から議案第58号 財産の取得についてが提出されました。これを日

程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第58号 財産の取得について

○議長(渡邊秀雄君) 追加日程第1、議案第58号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 追加で提案いたしました議案第58号は、財産の取得についてでございます。

国のGIGAスクール構想に基づいた関川小学校のパソコン等の備品購入につきまして、このたび入札を執行いたしました。既に仮契約を締結しており、議会の議決をいただいて本契約とするものでございます。

詳細につきまして、総務政策課長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 総務政策課長。

○総務政策課長(野本 誠君) それではご説明いたします。

事業名は、令和2年度関川小学校教育用ICT機器整備事業でございます。

具体的な備品でございますが、児童用タブレット230台、教職員用ノートパソコン16台、電子黒板機器15台、ほか関連機器一式でございます。

契約金額は2,277万円。

入札は、指名競争で、9月8日に執行いたしました。指名した5者のうち2者が辞退されまして、3者による競争でございました。

なお、予定価格に対する落札率は74.1%でございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(渡邊秀雄君) 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 諮問第1号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

現在、村に法務大臣から人権擁護委員に委嘱されております方が3名おいでであります。そのうちお一人の石山キンさんの任期が今年12月で任期満了となりますが、引き続きお願いをしたいと考えております。

このたび石山さんご本人から同意をいただきましたので、法務大臣に推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和3年1月1日から3年間であります。

石山さんの略歴を資料として添付してありますので、ごらんいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月18日金曜日、午後3時30分から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後3時45分 散 会